

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

市街地活性化特別委員会会議録			
日 時	平成13年 8月21日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時54分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	中村委員長、秋山副委員長、成田・大竹・斉藤(裕)・古沢・小林・八田・武井・北野・佐々木(政)・高橋 各委員		
説明員	市長、助役、総務・企画・財政・経済・土木・建築都市・港湾各部長、水道局長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に大竹委員、斉藤裕敬委員をご指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

TMO構想について。市街地活性化対策室渡辺主幹。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

TMO構想についてご報告いたします。

商工会議所は、小樽まちづくり研究会がまとめたTMO構想案をもとに検討を加え、先月24日に機関決定を行うとともに、国や道の指導をいただき、中心市街地活性化法に基づき、今日1日、市に対してTMO構想の申請がありましたので、この提出のありましたTMO構想についてご説明いたします。

資料1、TMO構想の1ページをお開きください。

1構想の目的と基本的認識ですが、1で目的を記載し、2の基本的認識において、街なか活性化計画との整合性を図り、構想を策定するとしております。

次に、2対象区域と計画期間でございますが、TMO構想における中心市街地については、街なか活性化計画と同じ210ヘクタールで、計画期間もおおむね10年としております。

次に、2ページでございますが、TMO構想における中心市街地活性化のコンセプトとして、時間的に楽にさせてくれる街、コンビニエンスタウンや、新しい顧客と消費を創造する街、クリエイティブタウンづくりを目指し、また、人材育成の拠点を創出することも必要としております。

次に、3ページから9ページにかけては、初めにソフト事業が5本、次にハード事業が6本から成る事業メニューが記載されております。

3ページでございますが、1商店街空き店舗対策事業として、事業内容といたしましては、工房型実演小売店舗の開設や、さまざまなタイプの飲食・旅籠の開設などによる空き店舗対策を進め、2定期市、夜市、朝市などの創設事業として定期市、特産市や夜市、朝市を開設し、にぎわいづくりを進めようとしております。

次に、4ページでございますが、3商店街夜のにぎわいづくり事業として、事業内容といたしましては、個店の営業時間の延長の推進や、縁日・屋台などの夜のイベント開発などにより、夜もにぎわう商店街づくりを目指してあります。

次に、5ページでございますが、4中心商店街駐車場有効活用事業として、駐車案内表示板の設置などにより既存駐車場の有効活用を図り、あわせて、利用可能な駐車場の確保に努めるとしてあります。

また、5観光客集客事業といたしまして、修学旅行生の学習の場の提供や、買い物パンフレットの作成、商店街の「みち」づくりなどにより、観光客の回遊性を高めるとしてあります。

以上がソフト事業でございますが、これらの実施主体は、すべて商店街等となっております。

次に、6ページでございますが、ハード事業として、都通り商店街振興組合は、1都通り商店街環境整備事業により、アーケードの改修、これはアーケードのリニューアルと中央南線部分の未設置区間へのアーケードの新設でございますが、これを来年度整備するとともに、カラー舗装等の施設の整備など、それ以外の事業についても長期的に整備していきたいとしてあります。

また、2都通り商店街顧客利便複合施設整備事業といたしまして、広場、パティオの建設なども事業化していきたいとしてあります。

次に、7ページでございますが、3といたしまして、サンモール一番街商店街環境整備事業として、シンボルモニュメントを設置し、ロードヒーティング化を進めるとしてあります。

次に、花園銀座商店街振興組合は、4花園銀座商店街環境整備事業といたしまして、来年度にロードヒーティングの敷設替えや、駐車場の設置などの環境整備を行う予定です。

次に、8ページでございますが、5として、都通り商店街振興組合等は、都通り商店街周辺地区駐車場整備事業といたしまして、大規模駐車場等の整備をしていきたいとしております。

次に、6として、商工会議所は、経済センターの建設を考えております。

以上が事業メニューでございます。

次に、9ページの5TMO体制及び推進方法でございますが、商工会議所は、当面、企画調整タイプのTMOに徹するとし、今後の事業展開によってはTMO自らが一部事業を行う可能性も検討するとしております。

次に、10ページ目でございますが、街なか活性化計画とTMO事業との関連図が記載されております。

最後に、11ページ目でございますが、TMO構想の事業化スケジュールでございますが、ソフト事業で、1の商店街空き店舗対策事業、3の商店街夜のにぎわいづくり事業、そして、4の中心商店街駐車場有効活用事業につきましては、平成15年度に一部事業化し、16年度以降にそれ以外を事業実施するとし、2の定期市の創設事業と5の観光客集客事業は平成15年度実施としております。

次に、ハード事業でございますが、1の都通り商店街環境整備事業のうち、アーケードの改修事業と、4の花園銀座商店街環境整備事業については、来年度に事業実施し、これ以外のハード事業につきましては、平成20年以降に事業を実施することを予定しております。

以上が、商工会議所から提出のありましたTMO構想でございます。

次に、TMO構想の認定についてであります。市がTMO構想を認定するに当たっては、中心市街地活性化法上、TMO構想が基本計画である街なか活性化計画に照らして適切なものであり、かつ、当該TMO構想に係る事業が実施可能であると認められるときにTMO構想を認定するものとするとしてございます。このことから、認定の可否については、関係部局と協議を行い、合意を得た後の今月末を目処に、商工会議所に対して認定書を交付していきたいと考えております。

なお、これにより、商工会議所は、TMO機関として位置付けられ、今後、TMO構想に記載されている中小小売商業高度化事業については、各事業主体と共同でTMO計画を策定し、国などからの支援をいただき、事業を推進することとなります。

委員長

次に、中央通地区土地区画整理事業の進捗状況等について。市街地活性化対策室乙崎主幹。

(建都)市街地活性化対策室乙崎主幹

中央通地区土地区画整理事業の進捗状況についてご報告いたします。

今年度予定しておりました補償契約の進捗状況であります。建物等所有者14件、占有者11件、合計25件について補償契約を終えたところであり、年度内にほかに1件の補償契約を行う予定となっております。

一方、建物再建につきましては、建物棟数12棟のうち、2棟を1棟に集約するものや、郊外へ転出する棟を除く7棟について、従前と同じ機能のほか、一部駐車場を併設するものなど、既に着手をされている建物もあります。また、解体に伴う仮舗装工事等の関連工事も並行して行っております。

建物の再建も順調に進み、新しい街並みが形成されてきており、中央通から札幌側につきましては、移転補償もおおむね終了し、余市側につきましても、梁川通から小樽駅側の部分を残すだけとなっております。今後とも契約締結に向けて交渉を重ねてまいりたいと考えております。

また、曳家により保存することとしておりました歴史的建造物指定物件であります株式会社日刊北海経済新聞社につきましても、去る6月21日、8月7日、8日の2回の曳家工事を無事終了したところであります。今後、建物の改修工事を経て、来年のゴールデンウィーク明けに現地での営業を再開する予定となっております。

なお、北海道が施工する街路本体工事につきましては、去る7月6日に入札を終え、8月上旬から、鋭意、工事が進められているところであります。

委員長

次に、築港駅周辺地区土地区画整理事業の進捗状況等について。土木部山田次長。

土木部次長

小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業の進捗状況についてご報告申し上げます。

去る6月5日の本委員会でご報告申し上げました以降、6月19日付での北海道広報において、換地処分の公告がございました。これは、5月28日付で関係権利者に行った換地処分の通知について、その処分の効果を同時に発生させるために北海道知事が行うことになっているものでございます。

土地区画整理事業では、換地処分の公告の日の翌日に、換地は従前宅地と見なされ、従前の宅地上の権利は換地に移行し、清算金も確定するなど、換地処分の効果が発生することから、これに基づき、登記や清算金の徴収、交付に関する手続を行うこととなります。

6月22日から7月6日までに、登記所へ換地処分の公告があった旨の通知や、換地処分に伴う登記嘱託を行いました。また、清算金については、6月20日に清算金額決定通知書、7月3日には清算金納付通知書、交付通知書をそれぞれ関係権利者に送付し、8月7日に清算金の徴収、交付の手続を完了いたしました。

これによりまして、小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業の関係法令等に基づく手続はすべて終了いたしましたので、事業認可期間満了の9月30日をもって事業を終える予定でございます。今後、関係条例の廃止手続を引き続き行う予定でございます。

委員長

それでは、これより質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

古沢委員

マイカルについて

まず、私の方からは、マイカルに関連する問題と、それから、ただいま報告のあったTMO問題について何点が質問させていただきます。

まず、マイカルの問題ですが、最近の新聞報道で気になることが幾つか矢継ぎ早に報ぜられておりました。一つは、四方社長が、取引先約800社に対して、「第2・四半期に入ってから営業成績が著しく回復している。したがって、資金面に関する不安はありません。」という内容の手紙を郵送したという記事でありました。同時期に、並行して、大阪本社は、8月上旬、立て続けに、例えば3日に医療、食品、住居関連の3業種に対して商品政策などの説明会を行った。続いて、7日には、菓子、加工食品メーカーに対して同様の説明会を行っている。こういう報道がされていまして。一部には、「8月Xデー」なるうわさが、まことしやかに流れていたのがこの時期であります。

こうした動きの背景に、一つとして、マイカル株が急落をしたということがあるのではないかと思います。その結果、信用不安が広がって、取引先からの動揺を呼び起こした、こういう状況があったのではないかというふうに思います。

R & I 格付投資情報センターでは、6月4日に、社債の格付を一気に4段階も、マイカル関連で言えば、引き下げられてしまった。投資不適格とされたわけですね。それ以後、一気に下落をして、一時は第一勧銀が一定の支援体制を敷くまでは90円台の前半まで急落をする、そういう状況が引き起こされました。市内の商店街を歩いているお話を伺いましたが、あるお店の経営者などは、秋物商戦が山場ではないかと。夏の商戦は、商品が取りそろ

えられておりますから何とかしのいでも、秋物商戦の商品の仕入れ、これが、株価が100円を割ってしまうという段階で言えば、取引先が現金決済でなければ応じない、それがまち場の常識だ、マイカルの事態はそういう状況になっている、そういう話をあちらこちらで聞かされました。

こうした点について、市として、どのようにマイカルの状況を把握されているのか、まずお伺いしたいと思うのです。

(経済) 商工課長

マイカルの中央での動きについてのお尋ねだと思います。

私どもも、新聞報道なり雑誌なり、あるいは小樽の部分との聞き取りだとか、そういった部分の情報しかございませんので、そういった中でご勘弁いただきたいと思うのですが、一つは、今、お話がありましたとおり、流通の大手というのは、昨年来、大変厳しい状況の中で、ご存じの12月段階では、ダイエーという一番大きなところが割と大きな負債を抱えて大変ひどい状況になったということも事実だと思います。押しなべて、どこの大規模小売店も今は大変な状況にあるという中で、マイカルも同じような中で厳しい状況だということだろうとは思っています。

今、議員からお話がありましたとおり、マイカルとしても、中期計画というものを作って、次の再建に向けた取り組みを実はこの1月から精力的に始めております。知る限りでは、例えば、利益率を上げていく問題だとか、あるいは赤字店舗の閉鎖だとか、あるいは、人員削減も含めた合理化を進めながら、この難局を乗り切るといいますが、そんな方針を出しながら今は進めているというふう聞いています。

ただ、小樽の分については、これは新聞報道等でご存じでしょうけれども、これからの販売戦略の転換も含めて、いろいろなりニューアルを今は進めておりますので、そういった中でそれなりの動きは小樽では進んでいる。ですから、風説だとか風評だとかという大変厳しい中で、先ほどお話のあった本社の社長自体が取引先に直接お話をするというような事態があったのかなと、そんなふうには押さえてはおります。

古沢委員

今まで、マイカル本体とは別個に、マイカル小樽については、別建てなのだと。要するに、マイカル小樽にてこ入れする、特別に投資もして、他の店舗とは別扱いにされているというような報告を何度か受けております。

それでは、今、ご答弁いただいた、いわゆる再建計画にかかわりますが、マイカルは再建計画の5カ年の計画を新たに新3カ年計画に変更しておりますが、有利子負債の圧縮について、状況を把握されていればお答えいただきたいのです。

1兆1,500億円というふうには伝えられています。これを、今年度、8月の中間決算までに9,100億円に圧縮をするというのが新3カ年計画の当面の目標であります。この間、東証一部上場企業でもあるマイカルカードや、それからピープルの売却です。今後、伝えられているところによれば、マイカル北海道の株の売却、ジャパンメンテナンスの売却も予定されているようです。それでも、なおかつ、8月中間決算では大変ではないかというふうに見られておりますが、どういう状況か、把握されていればお答えください。

(経済) 商工課長

これも、報道あるいは聞き取りの中で承知をしている範囲でございますけれども、お話がありましたとおり、今年の8月を、有利子負債の圧縮ということで9,100億円を目標にということで進めていたようです。ところが、必ずしも、この期限までの圧縮の実現が難しくなってきたという中で、先般、マイカルの経営戦略会議の中で、これらの修正、見直しというものがなされたと。それによって、8月目標の9,100億円を、来年の2月、そこまで計画としては繰り延べていく、そういった方向でさらに圧縮を目指していくと。内容については、今お話がありましたとおり、先般報道されていますマイカル北海道の株の売却なり、ジャパンメンテナンスの分なり、そういったことが主流になっていくのかなというふうには思っております。

古沢委員

ここでまたこの計画の先延ばしですから、さらにといいますか、新たに信用不安が、マイカルに関連して言えば、広がっていくという状況が一方にあると思うのです。

実は、もう一つの点で見ておきたいのですが、社債の償還問題です。今、有利子負債の圧縮を一部先延ばしをして3カ年計画が進行中ですが、社債の償還は、今期で言えば235億円というふうに伝えられています。これが来期になりますと、580億円というふうに一気に倍以上に膨れ上がります。その先、900億円台、700億円台という巨額の償還が控えているわけですね。そうしますと、マイカルの再建計画自体が大変厳しいという状況にならざるを得ないのではないかと。この点についてはどうでしょうか。

(経済) 商工課長

専門家ではないので、その辺の仕組みというのは詳しく承知をしていないのですが、確かに、今年235億円の社債償還というのがこれからどんどん増えていくと、580、940と来て、その後は700億円台になっておりますけれども、そういった形になっているのです。現在、先ほどお話がございました、企業としての格付が下がっている部分で、そういった部分でも、借り替えというのですか、そういうものが難しくなってくるというのは、これは実態上そうなのだろうと思います。

ただ、この辺も含めて、先般、8月13日に第一勧業銀行が500億円分の資金を調達するというお話がありました。ですから、勧銀も含めたみずほグループで、今後、マイカルについてどういった形で支援をしていくのか。再建計画そのものも、みずほグループを含めて今一緒に検討しているというふうに聞いていますので、そういった中でおのずと答えが出てくるのではなかろうかなと思っております。

古沢委員

みずほグループの中でもいろいろあるようですね。直接、応援せざるを得ないというところもあれば、早々と手を引いた方がいいのではないかと。いろいろ伝えられております。

実は、以前に、経営責任者である社長が、マイカルの拡大路線というのか、拡張路線、イケイケドンドン方式はまずかった、その代表格にマイカル小樽を挙げていたというのが話題になりました。

それと似たような話になりますけれども、7月10日付の「経済界」という雑誌で、社長が、マイカルの問題について60分にわたっている語っています。その中で、ご紹介したいのですが、実はこういうふうに言っているくだりがあります。「土産物しか買っていない観光客がサティやビブレで買い物をするはずはありません」と。これは社長が言ったところです。その後、元副社長の福田さんから、「どうも小樽はマイカルの命取りになりそうだ。何とか中止させてほしい」と。こういう要請があって、マイカル小樽推進委員会に出席した。しかし、既に外堀も内堀も埋まっただけでどうにもならなかった。こういうふうに言います。「運輸省、建設省の折衝も終わり、港湾道路や都市計画道路の整備、道庁の融資も決まっただけで、中止できない状況だった」、こういうふうに語っているくだりがあります。

福田元副社長は、小樽がマイカルにとっての命取りになりかねないというふうに言ったそうですが、私どもは、かねてから、マイカルが小樽の命取りになる、そういう観点からいろいろ機会あるごとに質問をさせていただきました。現在の経営最高責任者である社長は、マイカルが立ち上がる時の経緯をこういうふうに述べているわけですが、どのように受けとめられますか。

(経済) 商工課長

今、お話がありました雑誌の記事は、私も読ませていただきまして、今のお話が載っておりました。

ただ、当時、今の四方社長というのは、ジャパンメンテナンス株式会社の社長という形で、直接、マイカル本体の戦略会議の中には入っていなかったようです。この時期から、そういった能力が買われて、顧問的な立場で、当時、マイカルの顧問という肩書だったと思いますけれども、そういった会議に参加するようになったと。その中で、当時の逸話というのか、談話というのですか、そんな中で発表された中身だろうというふうには思います。ですか

ら、当時、マイカル自体がマイカルタウンを造って、本牧以降、小樽が5番目か6番目になるのですが、そういったものを展開していくという戦略の中で中心にかかわってきたというよりも、終盤といいますか、そういった計画の最後の場面で出てきた中でこういった感想を述べたということだと思いますので、マイカルがやってきた戦略の部分での批判的な立場に立つということではないのかなと私は思っておりますけれども、ただ、現状としては、なかなか厳しい時期といいますか、そういった部分で社長になったものですから、当然、ここ数年の総括の中ではこういった印象を持たれて、そんな感想を述べられているのかなというふうには見ておりました。

古沢委員

マイカルに関しては最後にしたいと思っておりますけれども、文脈から言えば、明らかに中止させたかった計画だというふうに四方社長は言っているわけです。しかし、いかんともしがたかったと。その同じ雑誌の中で、こう言っています。「近年造られた店舗は大きな店が多く坪効率が悪い。直営を狭めていってテナントに入れ替えていく。」、こういう趣旨のことを言っていますが、これが、今、マイカル小樽の中で進行しているそのものずばり当てはまるのではないかと思うのです。マイカル小樽の再建戦略、それから、マイカル本体で言えば、全国に展開しているうち、約50店舗の赤字の店を閉鎖している。そういうようなことで、借金を圧縮して健全経営に持ち込んでいきたいという戦略なのだと思うのですが、気がついたらマイカルの直営部分が極端に圧縮されていって、いわばマイカルは大家さんでしかない。マイカル小樽の中に入っているのは大半がテナントであった。良くて、そういう状況になってしまう。そういう状況が今進行しているのではないかと思うのですが、いかがですか。

(経済) 商工課長

お話のとおり、いろいろリニューアルが進んでいる中で、テナントが入ってきているのは事実だと思います。

ただ、小樽の場合は、特に発足当初から直営の店が非常に多いといいますか、例えば、スポーツアムだとかザッカラだとか、もうなくなりましたけれども、そういったたぐいのお店は、当時はほとんどマイカルの直営店が入って営業を進めていた。OBCというこれもマイカルグループの会社が、つまりディベロッパーとしてはここに存在をしておりますので、若干テナントは増えてきておりますけれども、まだマイカル北海道という大きなサティ部分はそのままだに残っていますし、センターゾーンもOBCの直営という形の中で現在営業をしている。それから、ヒルトンという大きな部分もございます。そういう意味では、まだまだマイカルの直営部分がかなり残っているということです。

それから、仮にテナントが入ったにしても、一つはマイカルタウンとして、一般市民なりお客様に喜んでいただく業態が入ってくるということに関しては、決して、我々もそれがだめだということではありませんし、街のあの部分の活性、あるいは、小樽市全体の活性という意味で有効であれば、それはそれで受け止めていくべきなのかなと、そういう認識は持っております。

古沢委員

TMO構想について

それでは、質問を変えます。

TMO問題で幾つか質問いたします。

昨日いただいたこの構想に基づいて、何点かお尋ねをしておきたいと思っております。

最初に、この構想をいただきまして、目を通しての率直な感想ですが、平成11年度に街なか計画が策定されています。その街なか基本計画の2本柱の一つは、中心市街地整備事業、それからもう一つは商業の活性化事業、この2本立てであったというふうに思いますが、今回示されたこの構想は、その一方の柱の商業の活性化事業、端的に言えば、そっくりそのまま移し替えたに等しい、そういう内容のものですが、これは私の率直な感想なのですが、この点についてはいかがですか。

(建都) 市街地活性化対策室渡辺主幹

先ほどもご説明申し上げましたけれども、TMO構想を市が認定する場合、中心市街地活性化法上は、街なか活性化計画に照らしまして適切であるということが必要なため、整合性を図る意味から、そのように同様な形になるということでございます。

古沢委員

整合性を図るのは大いに結構ですが、事業の説明なのか、そういう表現も含めて、かなりの部分がそっくり横移動、スライドしているのです。そうであれば、わざわざ1年何がしかかけて構想を策定するまでもなかったのではないのか。街なか計画そのもので事業展開していれば十分事足りたのではないかというのが私の率直な感想であったのですが、以下、幾つかの点、具体的な点でお尋ねしておきたいと思うのです。

一つは、計画期間についてです。

おおむね10年というふうに示しておりますが、いただいた構想の中で事業化スケジュールがありまして、短期、中期、長期とありまして、長期に至っては平成20年からというふうになっております。つまり、おおむね10年というのは、いつが始期でいつが終期なのか、もう少しわかりやすく説明していただけますか。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

始期につきましては、当然、認定された後、それからということございまして、終期につきましては、それから10年を目処ということ。ただ、中心市街地活性化法上も、TMO構想に当たっては、大体10年を目処ということになってございますので、そのため、これを反映して、同様にTMO構想についても10年程度ということになってございます。

古沢委員

ちょっと細かな点になりますけれども、基本計画は11年に策定されて、10年と考えれば平成12年から21年と、極めて大ざっぱな言い方ですけれども、時期的なもので整合性を求めるとしたらそういう考え方でいいのですか。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

それで結構だと思います。ただ、あくまでもおおむねという形の中でもってやってございますので、その辺でしんしゃくしていただければと思います。

古沢委員

ソフト事業の点で一つ聞いておきます。

空き店舗対策で、商店街の集客力を高める方策として幾つか挙げられていますけれども、例えば、民宿・旅籠の開設、例えば飲食店の横丁化、さらに例えば深夜営業店などの誘致。これを見まして、果たしてこれは、都通り商店街の皆さん方、各商店街の皆さん方が、こういうものをご自分たちの意見として出してきたものなのかどうか、甚だ疑問に思ったわけですが、これらについても、当然、商店街振興組合や商店街の皆さん方の合意が図られているのでしょうか。ちょっと念のために聞いておきます。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

今のご質問でございますけれども、平成11年の12月22日に小樽まちづくり研究会が発足いたしまして、その後、まちづくり研究会では8回の研究を重ねてございます。その中で議論をしている中で、当然、まちづくり研究会につきましては五つの商店街の代表者も入ってございまして、その中でもって合意形成されたものが今回出てきたものというふうに認識してございます。

古沢委員

そうであればよろしいのですけれどもね。

次に、ハード事業についてちょっとお尋ねしておきます。

一つは、都通り商店街、さらにはサンモール一番街、花園銀座街にかかわって、それぞれ事業主体が振興組合としてロードヒーティングの整備が挙げられております。一つは、単純な疑問ですが、都通りもサンモール一番街も

アーケードがあるのですよ。ここでのロードヒーティングの整備というのは、具体的にどういうことなのかというのが一つ。

それから、都通りは、市道梁川線の一部をなしている。それから、サンモール一番街及び花園銀座街は、市道大通線のそれぞれ一部をなしている。それにもかかわらず、ロードヒーティングの整備は、市道の改修・改良事業ではなくて、TMO事業としてそれぞれ組合が事業主体として行おうとしている。これは、一体どういうロードヒーティング整備事業なのか、市道の整備事業との関連性はどうか、これについて伺いたいと思います。

(経済)小鷹主幹

まず、1点目のアーケードがあるにもかかわらずロードヒーティングという事業があるという点につきましては、アーケードの出入り口の部分で、ここにどうしても雪が吹き込んで、たまって、かなり滑る状態になっているということから、その辺についてロードヒーティングによって解消したい、そういった意向のものでございます。

それから、2点目の市道でありながらロードヒーティングを商店街振興組合の方で遂行するのはどういうことかということでありまして、これにつきましては、行おうとしているロードヒーティングは、歩道についてのロードヒーティングでありまして、車道についてはございません。市の方の通常のロードヒーティングの敷設の状況でいきますと、歩道についての敷設というのはほとんどございまして、車道ということになっております。それで、この辺のことは商店街の方の皆さんもよく承知してございまして、例えば、例に挙げられました花園銀座商店街、ここのロードヒーティングについては、既に歩道の部分についてはロードヒーティングが敷設されております。それで、それを敷設替えるということになってございまして、その敷設替えについて、自分たちで整備しなければならないのであると。いわゆる市道のロードヒーティングの設置基準に合致していないので、自分たちでしなければならないのだということとはよく承知してございます。それで、国や道からの補助、それから市の補助も受けて、残りを自分たちで負担しながら整備するというような認識になっております。

古沢委員

もう一つ、ハード事業で聞いておきます。

駐車場の建設の問題です。

事業主体は、都通り商店街振興組合等でした。この「等」をもう少しわかるように説明してほしいのが一つです。

それから、かねてから、中心部における大型の大規模の駐車場の必要性は議論されてきています。率直な心配というか、疑問になったのは、事業主体がこうした商店街振興組合等で立ち上げようとする大規模駐車場、これは、いわば身の丈に余ってしまうのではないかとすれば、実質、具体化に向けて、これをサポートする市の別途構想がありはしないか。この点とあわせて伺っておきたいと思います。

(建都)市街地活性化対策室乙崎主幹

都通り周辺地区の大規模駐車場についてでございますけれども、都通り商店街振興組合等ということなのですが、これは、一昨年12月22日に、都通り商店街やサンビルプラザ商店街だとか、長崎屋を含めた6団体から、小樽市に対しまして駐車場の整備に対する支援の要望書が提出されております。その要望書の内容といたしましては、500台から600台規模の自走式の駐車場を建設していただきたいということで、6団体から要望書が提出されており、11年12月に、その6団体を中心となり、大規模駐車場検討委員会というのを設置いたしまして、現在まで、11回の委員会と2回の地権者懇談会を開催しております。それで、市からは、経済部と私ども建築都市部がオブザーバーとして参加している、そういった状況でございます。

検討委員会のこれまでの検討内容といたしましては、長崎屋の現在の裏側の駐車場を種地といたしまして、都通りを含めた全体の中で、それを種地として整備を進めたいということで、その周辺の地権者に対しまして、平成12年、去年の5月にアンケート調査を実施をして、75%ほどの賛同を受けている状況にあります。

その建設場所、又は時期、規模などについて、北のまちづくり協議会に委託をいたしまして、事業計画案のシミ

ュレーションを作成し、現在、これを叩き台として、地権者、地域の方々といろいろ協議をしておりますけれども、事業の実施に当たりますと、地権者の100%の賛同がなければ実施できないということで、検討委員会としては、現在、今後の進め方について協議している状況と、現在はそういったような状況になっております。

古沢委員

私の質問はこれで最後にしたいのですが、この事業の手法として、それぞれリノベーション補助金というのが挙げられています。これはどういう補助金なのかということにお答えいただきたいのが一つと、このリノベーション補助金というのは、活性化法の認定を受けた計画事業でなければ受けることができない性格のものなのかどうか、ちょっとお知らせください。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

リノベーション補助金でございますけれども、商店街の高度化や近代化のために、例えば、コミュニティーホールを造ったりだとか、駐車場だとかアーケードを整備する、ファサードも整備するといったものに対しましての補助でございます。

2点目の、中心市街地活性化法上、それにしか適用にならないのかというお問い合わせなのですが、それにつきましては、例えば、中小小売商業振興法に基づきましても、設置についてもその部分の補助はもらえるようにはなっております。

古沢委員

一つだけ、関連してですけれども、例えば、TMO構想でなくても、都通り商店街が、アーケードの設備をしたい、ファサードの整備をしたい、そういう事業計画があったとして、その補助金の適用を受けることは可能ですね。

(経済)小鷹主幹

必ずしも中心市街地活性化法によらなくても、先ほど申しました略して小振法と呼んでおりますけれども、そちらの法律に基づけば、単独の商店街で申し込むということは可能なことは可能です。

ただ、中心市街地活性化法に基づいた形をとることによって、これは単体の商店街ということではなくて、小樽市の中心商店街全体のコンセンサスを得たものというふうな考え方をされますので、補助の採択に当たっては有力な武器になる、そういったようなメリットがあるかと思えます。

北野委員

小樽商工信用組合について

小樽商工信用組合破綻問題について質問します。

先日、経済常任委員会が開かれておりまして、私も傍聴させていただきましたので、その前提の上に立って質問します。

最初に、市長に尋ねます。

小樽信組の受け皿として小樽信用金庫に要請しましたが、法律に基づく二つの金融機関の違いをどう認識されたのか。また、当然、小樽の業者の零細な規模、構成を考えてのことと思いますが、これらを前提にして、考慮して、なぜ小樽信用金庫を受け皿金融機関として要請したのか、改めて見解を伺いたい。

(経済)中小企業センター所長

まず、信用金庫と信用組合の関係でございますけれども、法律的には、信用金庫は信用金庫法に基づいて行われておりますし、信用組合は中小企業等協同組合法に基づいて行われます。お互いに協同組織金融機関でございますけれども、会員の資格というか、組合員の資格として、信用組合では、組合員の資格として資本金3億円以下、従業員300人未満の事業者、それから、信用金庫の会員では、9億円以下で従業員300人未満の事業者、こういうふうに、会員というか、組合員の資格にも若干の違いがございます。それから、もう一つですけれども、預金や貸し

出しについてですけれども、信用組合では、組合員以外の利用はいずれも総額の2割までと規定されてございますけれども、信用金庫法上は、貸し出しは2割までですけれども、預金の受け入れについては制限がない、こういうことになってございます。

それから、どういう認識で小樽信用金庫が適当として判断したのかというのは、先日、経済常任委員会でも申し上げましたけれども、本市に本店を置き、長い間、地域の中小企業と取引があり、地域に根差していること、さらには、地域の事情を熟知していることから、地域の金融の円滑化並びに経済の安定化に十二分に貢献し得る金融機関である、こう判断したからであります。

北野委員

改めて伺いますが、そういう違いが法律上もある。組合員の方での違いもあるということですね。その前提に立って、これは私どもに相談に来た方がおられますし、それから、信用金庫のある方にも伺いましたが、小樽信用金庫で、あなたに融資はできませんというふうに断られた人が信組に行っているわけでしょう。だから、福井所長の言う違いはわかるのですけれども、信用金庫が受け皿となった場合に、以前、信用金庫からはねられた業者の人がどういうふうにして受け入れられるのか。これは、配慮してもらうとか、十分考慮してもらうとか、そんな話だけだったら信用できないのですよ。だから、信用金庫の人は言っています。きちっとした今までの融資の条件を変えてもらわないと、我々が1回断った人にまた貸すなんていうふうにはならないと、これは当然の話なのです。そのあたりが、いわゆる信用金庫の方は十分配慮しているだとか、あるいは、考えてもらうとか、そういう話だけでこれが突き進んでいった場合に心配だという点があります。これが一つです。

それから、市長も先日答弁され、福井所長も今述べられた後段の件ですが、小樽の業者で、小樽に本店を置いていて小樽の経済のことをよく承知しているというふうに言うわけだけでも、これが、例えば、商工信用組合の道段階のところの小樽信組の業務を受け継ぐということになれば、小樽信用金庫とは違って、支店もバッティングしないわけですし、従業員も引き続き、ある程度は整理されると思いますが、雇用の場も確保される。何よりも、市長が言う小樽の業者のことや小樽の経済のノウハウがある程度引き継がれるということになるのではありませんか。だから、小樽のことを承知しているのは、小樽信用金庫ばかりではなくて、小樽商工信用組合を引き継いだ。どういう形になるかわからないけれども、商工信用組合があれば、これは十分市長の言っている件もクリアできるのではないですか。

以上の点について、見解を伺いたい。

市長

譲渡後の話が、譲渡前の話が、譲渡後の話ですね。ですから、譲渡後になりますと、どっちに決まるかわかりませんが、仮にもし信金というふうになりますと、信金になっても、あるいはまた、商工信組になったとしても、やはり引き継がれるのは正常債権というか、優良負債権者だとか、危ないところといいますか、RCCに行っているようなものは引き継がれないだろうというふうに思いますので、そういう面では、一つはそう差はないだろうと。ただ、地元金融機関ということであれば、いろいろな面でまた配慮してもらえる部分があるのではないかなというような期待感といいますか、それは、確かに、私どもと商工会議所で話し合ったときにはそういう期待感を持って、地元がいいのではないかというようなことでお話をしましたし、今後、金融整理管財人のもとで、そういった部分も十分踏まえた中で選定されるだろうというふうに思いますので、私どもは申し入れはしましたけれども、そこに決まるかどうかはわかりませんし、まだ札幌の信用組合の話も、新聞報道等もございますので、どうなるかわかりませんので、推移を見ながらまたいろいろな対応策を考えたいと思っています。

それから、今、二つございましたけれども、あわせてお答えしたような感じになりましたので、これで終わらせていただきます。

委員長

答弁漏れはありますか。

北野委員

先ほど、福井所長から、信用金庫と商工信用組合の違いや共通点のポイントだけについて説明があったわけですが、商工信用組合の会員になる人、それから、信用金庫の会員になる人、当然、これは規模が違いますね。

(経済) 中小企業センター所長

先ほども申し上げましたけれども、信用組合の方では、資本金3億円以下の従業員300人未満の事業者や個人です。それから、信用金庫の場合は、資本金9億円以下の従業員300人未満の事業者又は個人、こういうふうになっていますので、信用金庫の方が相対的には膨らんでいるという対象になっているかと思います。

北野委員

ちょっと教えてほしいのだけれども、仮に市長や小樽商工会議所が要請している小樽信用金庫に引き継ぐということになれば、どの法律のどの条項を適用して行うのか、お教えてください。

(経済) 中小企業センター所長

今、ちょっと度忘れしたのですけれども、多分、金融機関の破綻の処理ということがありますので、金融再生法で行われるものというふうに認識しています。

北野委員

もう一回、ゆっくり言って。金融再生法の第何条ですか。

(経済) 中小企業センター所長

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律というのがございまして、第2章で金融機関の破綻処理の原則ということがございますので、この辺の絡みで、整理管財人の選任だとか、ずっとつながってございますので、そういう金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づいて業務承継が行われるというふうに理解しております。

北野委員

条項は。

(経済) 中小企業センター所長

承継部分については、第27条だと思うのですが、ちょっとお待ちください。

詳しい条項までちょっと押さえていませんので、後で調べて報告します。

北野委員

後で答弁するということなのですが、いずれにしても、法律に基づいてきちんと継承されるということだけは間違いありませんね。何の根拠もなく引き継ぐなどということはないでしょう。

それだけは確認しておきますが、いかがですか。

市長

管財人が弁護士ですから、当然、法律にのっとって行うものと思います。

北野委員

私は、そのことは厳密に法に基づいてやられるだろうというふうに思うのですけれども、その根拠を示してほしいというのは、今回の小樽商工信用組合の破綻の要因がさまざまな角度から報道されております。管財人は、受け入れ金融機関を探すことと、前任の経営者の責任を追及する、この二つですね、管財人の大きな仕事というのは。

それで、顧問という方が就任したのは、昨年5月から今年6月というふうに伺っているのですが、就任の時期は間違いありませんか。

(経済) 商工課長

私どもも逐一報告を受けているわけではないのですが、今年になってから確認してお話の中で出てきたのは、今お話がありました、昨年5月前後の理事会なり総代会、理事会だったと思いますけれども、理事会の中で決定し

て、顧問という形で就任いただいたというふうには聞いております。

北野委員

先ほど、福井さんが、商工信用組合の根拠になっている法律をおっしゃいましたが、その条項の中で、商工信用組合の理事の役割、それは何条でどう書いているのか。それから、顧問の選出方法、それから、顧問と理事との関係はどうあるべきかということが謳われているのですか。それを説明してください。

(経済) 中小企業センター所長

ちょっとそこまでの条文について勉強しておりませんので、ちょっとわかりかねますので、後ほど調べて報告いたします。

北野委員

新聞報道で、1社や2社でないのですよ、この問題を報道しているのは。だから、顧問の方が理事会より権限を持った運営がこの場合やられているということは、あなた方も否定しないでしょう。これは、福井所長が先ほど述べられた商工信用組合のことを定めている法律に明確に反しているのですよ。そういうことがやられているのです。

それで、小樽市は直接の監督官庁ではないけれども、小樽の多くの業者が利用し、また、出資者の大部分の方が小樽の方ですからね。そういう方々が参加して運営している小樽商工信用組合で法に基づかない運営がやられていたら、行政として一言意見を述べてもいいのではないですか。黙っている筋はないと思うのですけれども、その辺はどうだったのですか。

経済部長

今の顧問の話ですけれども、池田氏なる者が当時の理事長なり理事会の決定のもとに顧問に就任しているということは、先ほど課長から答弁したとおりでありますけれども、それについて、行政サイドとして、監督権ですとか、指導監督の権限というものを、一自治体の小樽市が持っているわけではございませんので、それについて小樽市がどういう立場でそれを信組に申し上げるのかは、ちょっと理解しにくい部分があるわけですが、そういうことから言いましても、我々としては、正式に、その辺の手続についても不明な部分を申し上げるような立場になかったということについて説明させていただきました。

北野委員

この法律の中にある顧問の条項ですけれども、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時、組合の重要事項に関し助言を求めることができると。顧問は絶えず受け身なのです。それが逆になっていたという報道でしょう。それは全然否定していないのですよ、信用組合の方がですね。

部長がそういうふうにおっしゃいましたけれども、私もそれは認識していますよ。小樽市が監督官庁でないのだから、できることは限られていると思うのです。しかし、小樽の制度融資の預託も行っているし、小樽の零細な業者がそこを利用しているわけです。そうすると、2年前まで監督官庁であった道だとか、その後、監督官庁を受け継いだ道の財務局とかに相談して、これはゆがんでいるのではないかと。法に基づく円滑な運営をやられていないということを申し上げて、適切な監督をしていただくということは何ほでもできるのではないですか。そういうことは越権行為なのですか。道庁や金融監督庁に対して心配なのですよというご相談申し上げる。小樽市長が、道財務局だとか、金融庁とか、道庁を指揮するなどとか、そんなことではないですよ。相談しに行って未然に防ぐ、そういう積極的な行政のかかわりもあるのではないかと申し上げているのですが、いかがですか。

(経済) 商工課長

今のお話の分ですけれども、昨年の春に商工信用組合が北海道から早期是正措置を受けて動き出した時点から、私どもといろいろな意味で接触をしながら、この間、進めてきました。私どもの窓口というのは、当然、商工信用組合の役員の方であり、当時の専務理事なり常務理事であり、あるいは、事務的には総務部長という方と、随時、いろいろ情報交換しながら今までやってきました。ですから、今、委員がおっしゃったような顧問の方が理事会の

中でどんな役割を果たしていたかということをお聞きしたのは、ある意味では、今回の破綻に至る経過の中で、新聞報道で、そこまでの中身というのは初めて知ったわけでありまして、理事会の中で顧問の方がどんな役割を果たしてきたかまでは、先ほど部長が言いましたとおり、昨年来の中で我々が承知するべき部分でもなかったし、そこまでの情報はなかったということでございます。

北野委員

それは、知らなかったと。だから、そういうことでの積極的なイニシアチブも発揮することはできなかったということなのですね。

(経済) 商工課長

先ほどお話がありましたとおり、顧問の方というのは、やはり、経営に対するいろいろな助言をします。学識経験というか、いろいろな経験の中で、そういう立場で存在をしていると思います。

どの時期か今忘れましたが、池田さんという方が顧問に就任したというお話は私どもももどこの時点で承ったことがありますけれども、池田さんがどんな立場で商工信組とのかかわりを持っていたか、理事会の中で発言があったか、そこまでは私どもは承知していないということで申し上げました。

北野委員

だから、知らなかったから、そういう積極的なイニシアチブを發揮することはできなかったということなのですね。

最後に、市長にお尋ねしますが、市長が小樽商工信用組合の受け皿になっていただきたいということをお聞きして、商工会議所と一緒に小樽信用金庫に要請したということですね。これは、この前、経済常任委員会でもほかの方からも議論があったところですね。

その前に、もしそれが実現した場合に、小樽・後志から法に基づく商工信用組合が消えてしまうのです。このことによって、零細な業者の営業に影響があるということは考慮されなかったのか、伺いたいと思います。

市長

そういった法律に基づいてどうのこうのという検討はしておりません。

ただ、当時、緊急的に、早く受け皿として手を挙げる金融機関がなければ、それぞれの取引先の皆さん方、住民が不安を感じるという意味合いから、これは、ぜひ早目にどこかの金融機関が手を挙げなければだめだと、そういうような状況の中で、経済界と協議して信金というふうにしたわけでございます。

ただ、今話があったように、信組が後志からなくなるという部分については、当然、その部分は頭の中に取りましたし、経済界の方でもわかっていましたけれども、現に小樽には現在の小樽商工信組以外にないものから、先ほど申し上げましたとおり、地元の金融機関の中で何とかと、そんな中で選定をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

北野委員

改めて、そういう小樽信用金庫という線もあるでしょうけれども、北海道の商工信用組合の連合会などとも協議して、そして、小樽商工信用組合を引き継ぐということで、多くの零細な業者は、どういう形であれ、商工信用組合が残ってもらう、そういうことを大変切望されているのですよ、私どもが聞いているのは。だから、単に商工信用組合の営業担当の会議で残してくれと言ったという単純なものではありません。雇用その他の点からいって、それは、やっぱり重要な選択肢に入れて構わないのではないかとこのように思うのです。構わないというのは、市長と商工会議所の会頭がそういう方向を打ち出したけれども、市長自身もよく考えられて、そこにこだわらないで、北海道の商工信用組合の連合会ともよく話し合っ、要請するというのも改めて検討に値するのではないかとこのように思うのですが、いかがですか。

市長

零細だから信金はだめだということではないのだと思うのです。ですから、やはり、十分な担保がある、あるいはまた、保証人もいて、返済能力があれば、それは信金でも十分対応してくれるのだらうと思いますので、その話はまたちょっと別な話ではないかと思います。

私どもとしては、今後の推移を見ながら対応しますけれども、仮にもし信金となれば、それはそれなりに、先ほど言いましたとおり、対応をお願いしたいというふうには思っております。

北野委員

市長は自説を変えないというように受け取られるのですけれども、経済部に聞くけれども、私の認識が間違っていたら正してほしいのですが、信用金庫と商工信用組合は、借りの場合に、利息だとか担保の条件というのは違うのではないですか。

(経済) 中小企業センター所長

詳しいことについてはよく承知してございませんけれども、利息とかについても、信金なり信組は、それぞれの企業によって必ずしも一律の利息を付してやっているわけではございませんで、それは貸出先によって若干の差異があるものというふうには認識しております。

市長

ちょっと誤解があったら困るのですけれども、我々も、何が何でも信金以外はだめだとは言っていないので、それは、最終的に、金融整理管財人が十分いろいろなことを検討した中で選任されますので、管財人とは、私がお会いしまして、状況等を把握しながら、現在手を挙げているところがないものですから、そういうことで引き続き要請したいと思いますけれども、場合によっては、札幌の今名前が挙がっているような信組が出てくる可能性もありますので、私どもとしては信金にこだわっているわけではありませんので、その点は誤解のないようにしてください。

北野委員

センターの所長が今違いがあると言ったけれども、商工信用組合から金を借りの方が厳しいのでしょうか。利息も高いし、担保の条件も厳しいのでしょうか。そういう違いでしょう。そういうことだから、最後のとりでになるのでしょうか。

(経済) 中小企業センター所長

各金融機関の審査の基準については、私どもは承知してございませんので、よくわかりません。

北野委員

例えば、時価100万円の土地を担保にする場合に、商工信用組合だったら限度額を何ぼまで出すのか、樽信だったら何ぼまで出すのかと聞いたら、どうやって答えますか。

(経済) 中小企業センター所長

先ほども申し上げましたとおり、そういう詳しいことについては承知してございませんので、ここで答えできません。

北野委員

そうしたら、私の方の質問で、担保の条件はちょっと緩いというふうには、それは私も訂正します。それから、金利が高いということもね。

しかし、そういう条件をクリアしてもお金を借りられるということであれば、やはり、商工信用組合があった方がいいというふうには普通は思うのですよ。現状の小樽の業者はそうやって言っているわけですからね。私は、市長が商工会議所の方と話し合った上だとは言うけれども、信用金庫ということだからかなり早く打ち出したというのは、どうも勇み足ではないかと思うのですよ。それがあれば、管財人の方にもそれなりの影響を与えると思うのですよ。だから、管財人ともよく話し合っただけということだから、私は、自説にあまりこだわらないで話をした方がスムーズ

に行くというふうと思うので、この点だけは申し上げて、この問題は中小企業の街小樽にとっては大変大事な問題だし、中心市街地をいかに活性化するかということで、金融面では避けて通ることのできない問題ですから、引き続き議論していきたいということを申し上げて、とりあえず終わります。

委員長

共産党が終わりまして、次に、自民党に移ります。

大竹委員

北洋銀行旧小樽支店について

それでは、私の方からは、破綻したということではなくて、北洋銀行の旧小樽支店についてお伺いいたします。

これは、ご存じのように、小樽無尽から始めて、旧小樽支店の中央店舗、これが現状では空き店舗という形になっていると思います。これは、今言ったように、小樽無尽が発祥した場所であるということですが、この問題につきまして、以前、統廃合という形で議会に説明もありましたが、そのときの発表から今日までの経過についてお知らせ願います。

(建都)都市環境デザイン課長

3月末に店舗の統合の提案を受けて以降の市の動きということですが、私どもは、この提案を受けた後、小樽支店、さらには本店の方に、何とか銀行で建物を保存していただきたいということで再三申し入れを行ってきてございます。

大竹委員

今のは、今日までの中で、それまでですか、答弁としては。

私は、いろいろな紆余曲折があったと思うのです。例えば、ATMを設置するという話も当時ございました。その辺について今どうなっているかというのは、経過のうちに入ると思うのです。建物だけの話ではなくて、今までの流れの中で、それがいつ旧支店の方から今の中央店の方へ行ったのか。業務も含めて、一つの流れとして聞きたいと思ったのです。

(建都)都市環境デザイン課長

ただいまのATMの設置の関係の流れでございますけれども、この辺につきましては、3月末に提案を受けて、市の方から、なんとか長年にわたる地元の金融機関ということで地元の支援を得ている部分でございますので、金融機関が小樽中央支店の方に統合されるという話になりますと、地元商店街の方も非常に不便をこうむるという部分もございまして、何とかATMを残していただきたいということで申し入れをしてきてございます。

(経済)商工課長

一連の経過でありますけれども、今、デザイン課長からもありましたが、3月段階で、北洋銀行側から、中央支店と小樽支店、それから奥沢の関係と、2カ所の統合問題についてのお話がありました。その段階で、北洋銀行側としては、本社決定といいますか、こういった形で、拓銀との統合のときに、どうしても残さざるを得ない店舗ということで、近くても残してきた店舗ということもあって、この段階で、どうしても北洋としては統合せざるを得ないと。

そんな立場でのお話の中で、当時、私どもの方から何点かのご要望を申し上げました。その中で、雇用されている人員の問題も、できる限り地元へ残していただくというようなお話、あるいは、統合するにしても、今お話がございましたATMを設置することによって市民の皆さんの利便性は確保するというお話、さらには、駅前の今の出張所を何とか支店に昇格してほしいと。こういったお話の中で、もう一つは、実は、小樽支店の存続というお話もさせていただきました。その段階で、当初は武井会長だったと思いますけれども、かなり前向きのご発言をいただきまして、小樽市の意に沿うように何とかさせていただくと。

ただ、その時点でも、小樽支店の存続については、建物がかなり老朽化しているということで相当難しい面がある、そういうお話を受けました。その後、その部分だけがちょっと課題として残ったものですから、建築都市部を中心に、その部分については、今、田畑課長から話があったような形で今日まで北洋側と折衝を続けてきた、そんな経過でございます。

大竹委員

結局、ATMの方はどうなったのですか。

(建都)都市環境デザイン課長

ATMの設置の部分でございますけれども、私どもがお聞きしている中では、新たに土地を買われた方が新しく建物を建てる場合には、建物の一部を北洋がお借りするというケースと、それとも、土地を売るときに、一部、土地を分筆しまして、北洋単独でATMを持つというようなお考えをお聞きしております。

大竹委員

そうしますと、今のやつを整理しますと、あの建物がなくなるとしても、あその土地を利用してATMを設置するということですね。

建築都市部長

経過につきましては、今、デザイン課長あるいは商工課長の方からお話があったとおりでございます。

私どもとすれば、委員からもお話がありましたように、非常に大事な建物、そういう認識の中で存続についていろいろと折衝を重ねてきた経過がございます。その中で、やはり、非常に老朽化が進んでいるということ、それから、今、北洋銀行、金融機関の置かれている環境からしますと、建物を存続させるということは非常に難しいということ、あるいは、売却をするにしても、このまま生かして売却をするにしてもなかなか買い手がない、こんなような幾つかの理由を申し述べられまして、非常に難しい、こんなような話が実はございます。

そんな中で、今お話がありましたATMの関係については、当初、武井会長が来てお話しされたようでございますが、ATMについては、やはり地域の方々の利便というものを第一に考えなければならないだろうということで、あその場所にどういう形で置くかというのは、これからいろいろ検討されるのでしようけれども、ぜひ置く、こういうようなことでの話を伺っているところでございます。

大竹委員

これから置くということで、どういう形にしても、利便性を考えたら、あの位置、あるいは、あの近くにATMを設置して、市民の利便性に寄与するという形だということで理解しておきます。

ところで、今、売却あるいは取り壊しということでいろいろ心配されておるわけですが、建物について、建築都市部として調査もしたということなものですから、あの建物自体の強度なり、それから、これからの状況をどのように理解しているのか、調査の中でどのように理解しているのか、お知らせください。

建築都市部次長

今、部長が申しあげましたように、基本的な存続の要請という形の中で、北洋銀行本店の方と何回かやりとりをさせていただきまして、その中での聞き取りも踏まえながら、建物の状況というのを把握してきているわけです。昭和10年に建設されたという建物でございますが、銀行としては、一般的な建物と比べますと、やはり、性質上、強固な形で造るというのが一般的でございますけれども、かなり年数が経過しているという状況の中で、現地の建物の状況につきましては、例えば、屋上の防水なりが相当傷んでいるという中で、3階の居室等については使用不可能というような状況にあるというようなこと。それから、今現在というよりは、相当以前からも強度的な問題があります。というのは、あそこは、1階が吹き抜けといいますが、2階の部分に部屋がございますけれども、柱の強度、本数というようなものもあるかと思いますが、やはり、あまり大きな荷重を居室の中にかけれない状況というものが、当時から銀行の方でも把握してしまして、実際にそういうような状況を考慮した使い方をされてお

ります。それから、外壁等につきましては、見た目はそう傷んでいるというふうには見られないのですけれども、かなりの亀裂なり、タイルも浮いているというような状況があります。

そういう意味では、銀行側の方としましては、道路に近接して建っていますので、その今後の管理のことを考えたときに、外壁等の損傷からくる通っている人方への被害、それから、雪の状況というようなことを考えると、管理上は、強度的にも難しい状況にあるというようなことを聞きまして、私どもも、ある程度、現地でも見させてもらった状態では、お話しのようにかなり傷んでいるというような状況を把握しております。

大竹委員

今のことについて、ちょっと詳しくお聞きします。

建物の現況調査ということなのですから、これについて、建築都市部、要するに小樽市としまして内部調査までしたことがありますか。

私はちょっとないように聞いていますし、図面的なものもなかなか出してもらえなかったのではなかったかなと思うのですけれども、それは、実際に、市の建築都市部として、専門家が内部に入って今言われたような漏水の問題も含めて調査したようにも聞こえますし、あるいは、単なる聞き取りだけで向こうから一方的に言われたことだというような感じにもとれるのですけれども、どちらですか。

建築都市部次長

専門的な調査という意味では、私どもの方の建築担当職員が、直接、強度的なものとか、細かな形での調査ということで立ち入ってはございません。ただ、デザイン課の職員、ここにも建築職の者がおりますので、デザイン課の職員、それから専門家の先生方、経験を持っていらっしゃる先生方も一緒に現地をご覧いただきました。そういう中で、一般的な建築的な感想といえますか、それは見た目の調査が主体でございます。そういう意味では、強度とか破壊試験というようなことでの調査はしてございません。

図面的なものにつきましては、あまり詳細な図面はございませんが、銀行側の方から、平面図、それから断面図、立面図、そういった図面しかもう残っていないという状況がございまして、それらはいたいて参考させていただいております。

大竹委員

この建物なのですが、歴史的建造物でもありますし、近隣の商店街、あるいは町内会、あるいは小樽のあの地域の活性化ということを考えたときに、いろいろな考え方が出てくると思うのです。そうした中で、近隣の商店街や町内会、あるいは商工会議所、これらの現状の動きについて把握しているところがありましたら、お知らせ願います。

(経済)小鷹主幹

私の所管でございます商店街振興の観点から申しますと、花園中央商店街、この銀行が建っている商店街でありますけれども、それからさらに、隣接いたします花園公園通商店街、それから北門商店街、この3商店街の方たちが集まりまして、北洋銀行の建物を何とかしてできれば残していただきたい、そういうようなことを考える集いというような名称で勉強会的なものを開いているというふうになっております。

その中で、聞いているところによりますと、これをはっきりとこうこうのように利用したいので残してほしいとか、そういったところにはどうもまだ至っていないようですけれども、何とか残すような手だてができるように、いま一度、何か商店街の方たちは、今月の末かそこらにはもう既に解体を手がけるのではないだろうかというような情報も得ているようでして、それをちょっと延期してもらえないだろうかということをしるようなことを考えているようであります。そういったようなところは、ちょっとお聞きしております。

大竹委員

そういうようなことを捉えているとしますと、今度は行政としての仕事なり役割というものが出てくると思いま

すが、そのことを考えたときに、歴史的建造物でもありますこの建物について、行政サイドとして、地域の活性化や、建物の価値をどういうふうに考えているのかということがやはり主体になってくると思いますので、行政としてメリットあるいはデメリットと言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうことに対して、この建物について現在はどうのように考えているのかという面をちょっとお知らせしたいと思います。

建築都市部長

先ほどもちょっと触れましたけれども、北洋銀行の建物自体、昭和10年の建物ということと、それから、やはり金融機関の建物というのは小樽の一つの呼び物というふうな性格もあるものですから、私どもとすれば、何とか残す方法はないかということいろいろ交渉してきた経過があります。それと、歴史的なことを申しますと、小樽無尽から始まったことで、やはり発祥の地と、北洋銀行前身の発祥の地と言ってもいい場所だろうというストーリー性、そんなことも含めて、実は北洋銀行にお願いした経過があります。

ただ、問題点として、やはり、大事にしていこうということと同時に、どうしても現実的な問題とのせめぎ合いといえますが、これが出てくる中で、先ほど言いましたように、建物の老朽化、通行にかかわる管理上の問題、それから、今、北洋銀行として独自に持つことは無理だということ、それから、買い手がなかなかいないということで、こういう努力もされたのですが、そういうもろもろのことを考えますと現実問題としてはこのままで生かしていくことはなかなか難しい。

私どもは、これを受けて、例えば、市のそれぞれのところで生かす方法はないか、使い道はないか、あるいは、金銭的なものも含めて、修復も含めていろいろ検討した経過があるわけですが、今言ったことで、これを市で引き受けてどうのこうのということはまず無理であると。こういうような判断の中から、考え方としては、非常に大事ではあるにしても、保存という形でやっていく方法というのはなかなか見つからない、こういうような状況にあるということでございます。

大竹委員

これは、専門的な部分から考えますと、昭和10年に建設された。一つの建設ということ、あるいは、鉄筋コンクリート、RCですね。そうした場合、昭和10年、同じような建物は市内にもたくさんありますね。それより以前のものもありますね。ああいう形態の建物もあります。別のものもありますね。そうした中で、確かに老朽化しているからという部分があるけれども、それを残していくということも可能なわけですね。その辺は、専門的にはどうなのでしょう。完全に、あれは解体しなければどうしようもないという認識で建築都市部の専門の方は見ているのかどうなのか、その辺もあわせてお願いします。

建築都市部次長

今おっしゃっている昭和10年ごろ、その前後というのは、今の構造は鉄筋コンクリート造ですが、例えばこの庁舎の本館は8年ですし、また、小樽駅あたりはちょうど同じような年代に建っていると。年数はたっていますけれども、同年代に建てられた建物で、現存しているといいますが、現在も活用しているものもたくさんございます。また、技術的な部分では、よほどのことがない限りは、今の技術でいきますと、その修復なり、その活用というのは可能だというふうに技術的には言えると思っております。

大竹委員

そういうような中で、金融としても今は大変厳しい時代ですから、余分な財産といいますが、 unnecessaryな財産は売却したいというのはわかります。そういう中で、小樽市に対して1億円以上であればという話もちろりと聞いておりますけれども、その辺は、小樽としては財政的には大変だということでお断りになったのかもしれませんが、その前に、教育委員会として何か動きがあったようにも聞いていますが、その辺で何かあったら教えていただきたいと思います。

建築都市部長

先ほども言いましたように、庁内でよい使い勝手はないかということで検討した中で教育委員会の話もあったにはありました。

ただ、先ほど次長の方からもお話ししましたとおり、内部の構造を見ますと、2階、3階の部分の使い勝手、あるいは、手のかけ方、こんなことを考えますと、非常に金のかかる話でございます。そんなことがまず基本的でございます。そんなことで、教育委員会の話がありましたけれども、最終的に、やはりこれを買って求めて保存をしていくとすれば、いろいろな意味で、もっともっと、維持費も含めてお金のかかる問題になるということで、これは断念せざるを得ないだろうと、市として持つということについては断念せざるを得ない、こういう結論を出しています。

大竹委員

それでは、今確認しておきますけれども、庁内検討の結果、歴史的建造物であるあの建物についてメリットがないという判断をしたというように捉えておきたいと思います。

それで、今年の9月、第24回全国町並みゼミが小樽が開かれる。二十何年ぶりですか、このようなことがありますけれども、こういうようなさなかに向かって、歴史的建造物、あるいはまちづくりという形の中で、こういう建物が消えていくのを黙って指をくわえて見ていかなければならない小樽の街というものに対して、いろいろな考え方はあると思います。確かに、財政的に大変ですから、何でも金を出せば何とかありますけれども、財政がないから大変だというのはわかりますけども、こういう歴史的なものというのは、一度壊されると、再度はもうありません。その辺の中で、今メリットがないという決断を下したということは、私は非常に寂しいことだなと。全国町並みゼミをやるに当たってこの話が出てきたりすると、非常に寂しい話だなと、私はそういう気持ちを持っております。

そういうようなまちづくりの観点から、行政としてもう決定されたのであればしようがないにしても、何とか一つの方法がないか、そういう面を探り出すような努力をしていただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

建築都市部長

実は、メリットがないという判断をしたというのは、認識の違いというか、ちょっとニュアンスが違うのではないかというふうに思っております。私どもとしては、市としてあれを持って、所有して生かすということは難しい、こういうような判断をしているということでございます。

それから、確かに今、こういう歴史的建造物を保存するということは、小樽のまちづくりの非常に大事な柱になっていることは間違いのない事実でございます。その中で、私どもとすれば、この古い建物をどう生かすかというのは、相当知恵を絞って、これからますます厳しさが増してくるだろうというふうに思います。その再利用、再活用、あるいは景気の問題、こういうものを考えていかないと、ただ保存すればいいというものにはならないだろうというふうに思います。

それから、もう一つ、交渉の中で、これを存続するためには2,000万円ぐらいの支援助成も、市としては非常にびっくりするような支援体制もとっています。こういう話も実はさせていただきました。だから、どうしてもこれを壊さなければならない、こういうような状況にあれば、新たな景観として考えてほしいということも含めて話しております。

その中で、やはり、私どもとすれば、歴史、あるいは、これから新たにつくる景観、こんなものを含めて考えていくべきだろうというふうに思っています。

大竹委員

最後ですけれども、今、答弁にありましたように、市が所有してということが難しいとするならば、地域を含めた中で、商店街あるいは会議所、あるいはまちづくり団体、そういうものを含めた中で、どうしたらいいのだとい

うような話があってもいいのではないかなと思うのです。確かに、今の判断は、市がそうしたということで今は答弁されましたけれども、よそに対して、どうだろうか、資金の出し口はないだろうか、そういうお話はなかったのではないですか。いろいろお話を聞いていますと、もうほとんどだめだというようないろいろなお話が出ていたと。ですから、もう既に決められて、決められて、決められてきて、市民サイドとしては、商店街も含めて、町会あるいは会議所にしても、何ら相談がない中でもって決められたと、そういうような不満もちょっと聞こえておりますので、その辺の対応はどうだったのか。

それに対して、これから時間的にもし許されるのであれば、多少なりともそういうようなものでもって、歴史的建造物を残しながら、まちの活性化に生かしていく、そういうものを作っていった方がよしいのではないかと思いますけれども、市長、その辺はどうですか。

建築都市部長

その話は新聞等にも載ったわけですが、私どもも、町内会の方から何とかならないかという話もございまして、直接、町内会長も含めて、代表者の方々とご相談をした経過がございます。そんな中で、何とか生かす方法はないか、それであれば、どういうふうにこれを引き受けられるのか、そんなことも含めて、一部検討されたのかどうか分かりませんが、いずれにしても、地域の方にもそういう話はしてきたという経過はございます。その中で、先ほど経済部の方から話がありましたけれども、商店街の方々も含めて、何とか残せないかという話が最近持たれてきた、こういうような状況であると思います。

市長

歴建の保存というのは、非常に難しいといいますが、所有者の理解と協力がなければなかなか持ち得ないというのが現状でして、これからも、例えば登録歴建でいろいろな問題が出てくるかと思っておりますけれども、やはり個々個々の、一つでは、きょう新聞に出ました都会館、あれについても、あのまま壊すという話がほぼ決まっていたやつを、何とか市も支援してということで、所有者、町内会が頑張っ、それでは残そうかと言ってくれたものから残ったわけです。やはり、所有者の協力といいますが、これがなければなかなか難しい面がありますので、これからも、やはり、個々個々の、それぞれの対応をしていかなければならないというふうに思っております。

大竹委員

最後に、関連ですけれども、今、部長から言われましたように、町内会長さんの方から相談があったという話ではなくて、町内会長さんに向けて、これこれこうだという報告があったと。これは寝耳に水の話だという形で聞いているのですけれども、その順序が変わりますと随分変わるのですよ。向こうから言ってきたのではなくて、あくまでも、こちらの方から、デザイン課の方から、実はこういう経過になっていると、そういう説明ですね。ですから、どうも市民とのパートナーシップがもう少しできていなかったのではないかなという気がするのですけれども、いかがですか。

(建部)都市環境デザイン課長

ただいまの町内会との対応の話でございますけれども、私どもが内部でいろいろ検討を進める中で、たまたま地元町会の方で保存に向けた動きがあるという情報を得たものですから、会長の方に、どういった保存方法を考えているのかということでお尋ねし、情報を入手してございます。

大竹委員

順番が逆でしたね、部長。その辺があると思うのです。

ですから、いろいろな面でもって、行政だけでできない部分がこれからたくさんあると思いますので、やはり、地域あるいはいろいろな人を交えた中で、パートナーシップの中でいい知恵を出しながら、あるいは金も出してもらいながら物事をやっていかなければいけないと思いますので、その辺でこれからもっともっとパートナーシップを発揮してやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

建築都市部長

私の方では、まちづくりというのは、市民あってのまちづくりというふうな認識を持っています。

ただ、今、話が逆転しているようだという話がありました。私としましては、町内会の方で何とかならないかという判断であると聞いたものですから、こちらの方から出向いていってお話を聞かせてもらったという経過でございます。

それから、パートナーシップとさっき申しましたとおり、やはり、その地域に根差す方々の思いがあるわけですから、その思いをできるだけくみ取るようなことで議論するかが基本的なスタンスであろう、こういうふうに思っております。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、市民クラブに移ります。

斉藤（裕）委員

小樽商工信用組合について

商工信用組合問題についてお尋ねします。

私たちは、市長が早急に、小樽信金に対して、小樽信金が引き受け先として云々という発表をされた、意思表示をしたということは、正しいのだと思います。良かったことだと思っています。というのは、宙ぶらりんな、非常に漠然とした状況の中で、行き場を失ったそれぞれの取引の方々が無駄な時間を費やす。それに関係している商工信用組合と直接取引はないけれども、取引先が商工信用組合をメインとしているところなんていうのは信用不安を起こすわけです。そういう意味で、これは、全体的に言うと、企業マインドの低下というやつになるわけです。それを最小限に食い止めたということで、意思表示をされたことは私は是だと思えます。

それと、市長の答弁がありまして、信用組合で引き継いだ場合と、信用金庫で引き継いだ場合と、この影響というのは大差はない、先ほどこうおっしゃったわけですが、これも私はそのとおりだと思います。どちらにしても、破綻処理というのは免れないわけですから。これは、簡単に言えばふるいにかけるわけですから。このふるいのかけ方というのが、引き受け母体が変わったとって変わるものではない。これは、私たちはそのとおりだと思っております。

そこで、市長にちょっと最初にお尋ねしたいのですけれども、私は、この破綻問題に関連して、信用組合で引き受けてくれというのは、現在の小樽商工信用組合の職員の皆さんの雇用問題だったわけです。大きな意味では雇用問題です。しかし、今、経済部を中心にして、一生懸命取り組んでいる融資制度であるとか何とかというのは、取引業者に対するものだと思うのですよ。融資を受けている側、借り手に対するものと。ですから、借り手に対する対策と雇用に対する対策というのは、これは全く切り離して考えなければ混乱をしてしまうと思うのですよ。職員の雇用に対してはこういう手だてを打ちます、これは雇用という立場から手だてをします、資金調達できなかった皆さんに対する手だてはこういうことでやりますと、全く切り離していかなければならないと思うのですけれども、その辺の基本的な認識を市長に伺いたいと思います。

市長

受け皿をどうするかというのは、一つは、これは雇用の問題と取引業者の問題と切り離して、別々の問題だと思います。一つは、やはり、取引業者をどう守っていくかということが先行しまして、その次に受け皿の雇用の問題と、そういう順序だろうと思いますので、今の段階では、取引業者を何とか保護できるような感じで進めたいと思っております。

斉藤（裕）委員

具体的に尋ねていきますからお答え願いたいのですけれども、今回の制度の問題です。これは、ある意味では英

断であったと思います。というのは、今まで、皆さんがたくなりにリスクということをおっしゃってきたわけですが、今回は、80%なら80%のリスクを負うということで、これは全く新たな発想である、そういう意味で評価をいたします。

しかし、残念ながら、全否定はしませんけれども、これから制度の姿を少しずつ変えていっていただきたいと思うのです。これは、新たな制度ですから、全く発想も今までの預託による制度融資と違うわけですから、試行錯誤はあったって構わないと思うのですけれども、一つは、金額の問題なのです。上限 300万円というのが果たしているのか。私は、数人の方たちの実際の借入状況や何かの相談を受け、見ましたけれども、仮に 300万円の融資を受けて、人的保全、要するに保証人を確保したとしても、今までの長い借入れの経緯の中で返済財源が確保できないという問題が出てきます。返済財源、つまり原資ですよ。返済原資が帳簿上出てこない。これは、300万円という運転資金を注入したとしても、現状、小樽商工に残っている金額、長期貸付け、短期貸付けを合わせた金額で回らない、こういうものが出てくる。

それでは、この対策としてはどうしたらいいかという、今回の融資の期限を、運転資金といたら5年とか7年というのが通常ですけれども、これを設備投資並みの15年とか10年に振るしかないだろう、こう思うのです。そういうような事例は相談者の中に見受けられませんでしたでしょうか。

(経済) 中小企業センター所長

300万円の上限利用に関して、こういう話の中には、若干名、もう少しという話もなかったわけではございません。

それから、融資の期限の延長については、特に私は聞いてございません。

斉藤(裕)委員

それは、皆さんに相談をされて期限を云々などという話は、制度に合わせて来ているわけだからなかったかもしれないけれども、それでは、実際、原資を出すかということになると、期限をどんと振るしかないわけです。

それと、金額の問題です。やはり、当座の運転資金というのを想定されて皆さんの資金需要は 300万円と出したと思うのです。ところが、事業所によっては、短期貸付けの書替えがうまくいかないと。そして、商工信用組合の決算書に反映されるように、延滞先の比率が高い。当然、回収一本槍という状況に陥りやすい体質だということになるわけです。そうすると、企業としては、事業所としては、抜本的な借入金額、資金調達を見直さなければならなくなるわけですから、とても 300万円という金額では足りないと思います。恐らく、年間 2,000万円を切るようなご商売をやられている方たちでさえ、当座の運転資金は 100万円もあればいいのしょうけれども、体質改善となると、数百万円とか、そういう単位になってくるのです。

皆さんのもとには、融資金額の上限が低いという意見はありませんでしたか。

(経済) 中小企業センター所長

先ほども申し上げましたけれども、300万円で、特に苦情というか、そういうことで言われたわけではございませんが、300万円は少ないねと言った方もなかったわけではございません、ということ为先ほど申し上げたつもりでございます。

斉藤(裕)委員

商工信用組合の破綻が取りざたされてから、金融機関の幹部の方たちと何度もお目にかかる機会がありました。やはり、300万円の融資というのは、危険性が逆に高いのではないかという意見があります。というのは、当座の延命措置をしてしまう。そうすると、それが新たな重荷になる。基本的な体質改善まで引き受けてこそ、本来の目的を達成できるのではないかという意見です。

これは、冗談半分に言っていましたけれども、300万円借りて、そのまま弁護士のところに行くのではないかなという人もいました。だから、少額にすればするほど、貸付けの劣化率というのも上がるというのが金融機関の専

門家の皆さんの意見でした。

今後、こういう需要を、これからは段々見ていくのでしょうけれども、期間の問題と金額の問題というのは、中途半端なことをやらないで、やるのであれば、もうちょっと上限をアップするであるとか、期間を持たせて返済財源を、期間を延ばすということは返済財源を緩和しているのと同じわけですから、そういう見直しだって必要だし、やるべきではないかと思うのですが、どうですか。

(経済) 中小企業センター所長

一つお言葉を返すようで申しわけないのですが、300万円でリスク率が高くなる、小さい方が高くなるのではないかというお話がございましたが、私が聞いている金融機関では小さい方がリスク率は低いというふうに聞いていますので、ちょっと私が聞いた話と違うのかなというふうに思って今聞いていたのです。今後もいろいろな人に聞いてみたいと思いますけれども、融資の上限の金額が高い方はどうなのかということは、また参考にして勉強させていただきたいというふうに思っています。

それからもう一つ、今回の融資というのは、基本的には、商工信組の破綻に伴う短期的というか、全面的な体質改善のための融資ということでなくて、当座をしのぐというか、そういうことの意味合いを持った融資でございます。また、運転資金を、10年というのはあるのかもしれませんが、15年だとか20年というのは、ちょっと今のところは考えられないのではないかとこのように思っております。

斉藤(裕)委員

考えられないことをしなければ焦付くといっています。

皆さんの理屈からいうと、今回のように80%を市がリスク負担をするのは、昨日まで考えられないことだったのではないですか。それをやらなければだめぐらいに、実態の事業者というのは苦しんでいるということですよ。

それと、当座をしのぐと言いましたけれども、恐らく、この1年間で、金融破綻管財人の人たちの判断が出て、今はもう既に、あれは内部の今ある商工信用組合の皆さんが査定に入っているわけです。当座をしのいでいる間に体質改善をしていなければ、間違いなく引き受け金融機関はなくなるのです。つまり、その意味で債権の劣化なのです。

それから、金融機関の皆さんに聞いて少額だったらリスクは少ないということでしょうけれども、それは借入れの総体金額とのバランスです。ですから、これは、そういうケースもあるでしょうから、それは結構です。そういう意見があるのだったらあるで結構ですけれども、貸付けの金額が小規模であれば劣化が激しくなるというのは、どちらのどなたに聞かれたのかわかりませんが、少なくとも私は共通の認識として持っていました。

それと、当座をしのぐのであれば、2次的な商工信用組合の取引先まで広げてあげる気持ちはないのか。つまり、例えば、建設業で言う孫請さんが商工信用組合をメインとしている会社から手形を受け取るわけです。そして、割れないわけです。抱かなければならない。少額ですよ。その人たちは、商工信用組合と取引していることになっていないわけです。ただ、手形を受け取ったというだけです。そういう方たちだって、今回の融資の中で拾ってあげたっていいのではないですか。

私は、この点は何とか柔軟な運用をしていただきたいと思います。商工信用組合とたまたま、ここで割り引いていたらいいですよ。だけど、市中で割り引いた人だっているいろいろいるわけですよ。その辺はどうなのですか。それこそ、血の通った融資制度をしていただきたいと思います。

経済部長

先に、体質改善のお話がありましたけれども、まさに斉藤(裕)委員がおっしゃるように、当座をしのげればいいというわけではもちろんなくて、我々としても、この制度を作るに当たっては、事業の継続が見込めるというものを優先的に対象にしていきたいということを考えたわけですが、これは、まさに体質改善そのものだと思います。ということは、今300万円を融資することによって、これで言いますと、5年間ですから、その中で、

次に自分たちが必要とする資金を自ら金融機関とのお話し合いの中で借りられるところまで持っていき、そのためのお手伝いの意味合いが非常に強いわけです。ですから、私としては、先ほど所長が申し上げた部分も一部分ではもちろんあるわけですが、これは体質改善そのものも考えた制度であるというふうに認識をしております。

それと、貸付けの対象なのですから、確かに、おっしゃるように、現在、信組と取引をしている方々ということに限定しております、お話しのように、それに関連して、付随して影響を受ける部分があるのは承知しておりますし、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、今の段階で、上限300万円の問題も含めて、どこまで行政として対応し得るのかというところが、やはり、考えなければならない根本的なものだと思うのです。ですから、これをもしめやるとして、今の1億円の融資枠そのものが当然にしてそれにおさまり切らないというふうになると思うのです。ですから、今の小樽市の台所事情として、幾らまでリスクが負担できるのかと考えたときに、やはり一定の限度があるだろうという中で、今回はとりあえず1億円という枠の中でスタートをさせていただきたいということから、当然にして、想定し得る2次、3次の関連する部分については手が回らないというのが実態でありましたので、そういう仕切りでこの制度を動かすことにさせていただきました。

斉藤（裕）委員

全く考える余地はないということですか。見直す考えもないということですか。

見直すというのは重要ですよ、こんなのは。幅広くでも運用してやればいいですよ。皆さんは、原資1億円で、幾らぐらいになるのかな。1億2,500万円ぐらいになるのですか、貸し出し金額になると。そのぐらいになるのでしょうか。そのぐらいが市中にお金が行くことを期待しているのだから、そこまで踏み込んだのであれば、本当に小規模なところですよ、そういうところは。そこまで幅を広げてあげたって、何も罰は当たらないと思うのですよ。そして、そのことによって極端に小樽市のリスクが高まるとも思えないし、この辺はもう一度答弁してください。

市長

300万円の枠の問題ですが、この制度は、とにかく緊急的に制度を作ろうという話は7月の下旬あたりから話を進めてまいりまして、最後まで残ったのはその限度額です。限度額の設定に当たりましては、特別相談窓口、いろいろな窓口の相談、その状況を見て、半数ぐらいが300万円という声が圧倒的に多いものですから、1,000万円以上とか、もちろんそういう相談もありますけれども、これはまた道の制度なり国金の制度がありますから、多額のもの是对応してもらおうと。それで、相談内容で多いものは300万円が半分近くのものから、それで300万円という限度額を設定してもらったのです。今後の状況によっては、変更ということは不可能ではありませんけれども、当面は300万円で行きたいと。

それから、関連業者です。これは、前回の経済常任委員会でも、保証人の問題で柔軟に対応しますよという話はしておきましたので、これは、小樽市だけで決められませんので、信金とも話をして、柔軟な対応ができるのであれば、そしてまた、企業を救えるのであれば、そういう柔軟な対応は可能かと思っておりますので、これは信金の方と相談をさせてもらおうと。

斉藤（裕）委員

それは是非お願いいたします。

具体的な事例で、やはり、抵当権の抹消の直貸しというのは必要だと私は再度認識しました。というのは、私のところにご相談に見えた方は、抵当権が、物的担保が2物件ありまして、恐らく金融機関査定をしたら4,800万円ぐらいあるのです。ところが、小樽信組からの設備投資と、国金からの運転資金と、入り組んで借りているものですから、今さらがんじがらめになって動けないわけですよ。それで、商工信用組合の方に、例えば政府系の金融機関に乗り替えた場合の順位譲渡、抵当権の順位譲渡という方法がありますけれども、それをお願いしてみたらどうですかと私はアドバイスしましたが、一般の方は、金融機関と交渉して、抵当権の順位譲渡をするという

のは非常に厄介なことです。ですから、もしそれが可能であれば、抵当権を一時的に抹消できるという将来の見通しがあれば、あとは貸付先に対して交渉すればいいのです。例えば、保証協会に直接担保を入れるとか、そういうものでそれこそ抜本的な体質改善が図れる。これは、やはり、具体的な事例としていろいろ出てきていますので、これは、それこそ80%の今回のリスク負担よりもずっとゼロに近いリスク負担ですから、これは再度検討された方がいいと思います。どうですか。

経済部長

この部分の直貸しについては、再三ご指導をいただいているわけですが、今回の信組対応の中で、幾つか、どういう形でやるのがいいのかと考えた中に一つの材料としてあったわけですが、当面の策として、皆さんにお示しをして、議論をいただいた部分はスタートしています。それで、今後、融資制度全体について、行政として見直しをしていかなければならないという認識のもとに、収入役をトップにした内部の検討会議というものを持っていますので、そういう中で、ご提案のありましたこの件については、十分な内部の議論を詰めていきたいというふうに思っています。

斉藤（裕）委員

制度融資にかかわる預託金というのは、今どのくらいありますか。

（経済）中小企業センター所長

25億円ぐらいです。

斉藤（裕）委員

収入役をトップにしたその会議ですか、その中でぜひ検討していただきたいのは、25億円の預託しているお金、これを原資にして、やはり、保証機関のようなものを立ち上げるであるとか、そういうことをしていかなければこういう緊急の事態はしのげない、こう思います。是非ともその辺は、それを原資にして考えていただかなければ前に進まないだろう、こう思いますので、これは前にも言ったことがあるかもしれませんが、再度、要請しておきます。

TMO構想について

それでは、質問を変えまして、タウンマネジメント構想についてちょっとはしょって聞きますけれども、まとめて聞きますね。

計画にある定期市は、旧手宮線を想定しているものではないのかどうか。

それと、定期市をソフト事業と捉えるのはいかがか。ハード事業として捉えるべきではないか。

それと、事業主体が「商店街等」という表記になっております。先ほどどなたかからも指摘されていたかもしないですが、具体的に、商店街というところと事業体を組む先はどんなところを想定しているのか。

それと、やはり観光客の入込みというものに軸足を置いているように映るのです。しかし、そうでありながら、バスプールというのが出てきていないのはどういったものか。

それと、花園3丁目側の扱いはどうなるのか。

もう一つは、空き店舗対策で非常に不思議に思ったのですが、空き店舗対策で民宿とか旅籠を造ることなのですが、今一番でかい空き店舗といたら、延べ床は何坪ぐらいあるのですか。かなりの面積を持たなければ成り立たないような気がするのですが、とりあえずまとめてこれだけあります。

（建都）市街地活性化対策室長

合計6点の質問がございます。

まず、定期市については、手宮線の部分に固定しているのではないかということについては、そうではございませんで、各商店街の中で自由闊達に考えるということで、手宮線には限っていません。

2番目は、定期市については、ソフトではなくてハードではないかというお話ですが、一義的にソフトか

ハードかというふうに今決め付けが難しい部分もあるかと思いますが、今回の構想の中では一応ソフトに位置付けをしたということでございます。

その次に、「商店街等」の「等」とは何なのかという点でございますけれども、例えば先ほどの議論にもありましたように、大規模駐車場の話があって、構想では都通り商店街振興組合というふうに位置付けをしていますけれども、実は、今進んでいるプランの中では駅前商店街に3商店街プラス長崎屋というようなことも考えています。そういったときの団体等を含めた「等」というふうに考えています。

その次は、バスプール、それから花3の部分についてでございますけれども、このTMO構想は実現可能なものという定義付けがございます。その中で、バスプールと花3についても、そういった事業が今の段階では動いていないということで記載はされてございません。

ただ、こういったTMO構想については、時代のニーズに合わせて変更が可能というような位置付けが可能ですので、そういったお話のある部分についても、事業化がされる段階においては構想に入れていくというふうに考えてございます。

最後ですけれども、今現在、空き店舗対策の部分は、実際にそれでは今どんな床面積なのかという点では、実情としては一戸一戸押さえてございませぬので、商工会議所の方にきちっと問い合わせをしてみたいというふうに考えてございます。

(経済)小鷹主幹

最後の空き店舗の部分についてですけれども、例えば小樽市内で現在大きな坪数を持っているところといいますと、花園銀座商店街のゲームセンター、プラボの跡、これが200坪ぐらいあるように聞いております。それから、都通り商店街の中にトミタという洋服屋さんがございませぬけれども、その跡が50坪か70坪ぐらいあるように聞いております。それから、旧樺商が取り壊しになりましたので空き地の状態になっております。そんな所が大きな所かなというふうには捉えております。

斉藤(裕)委員

バスプールについて、そうしたら実現可能性が乏しいということで、検討したということでしょうから、後ほど検討の経緯を示してください。

それと、花園3丁目については、実現可能なものがなかったということは、当然、地域の皆さんともお話をされているので、その経緯も後で示してください。

それと、「商店街等」というのは、それは皆さんのイメージしているのは、外部の例えば資本ではなくて、構成員ということですね。つまり、商店街はあるけれども、その中の構成員が一つの法人として格付を持っているから、それとタイアップするということ、こういうことですか。外からはあまり期待していないと。

(建都)市街地活性化対策室長

まず、今の最後の部分の「等」の部分ですけれども、外部からは全く意識していないかという点では、それが地域に根差して、TMO、要するにタウン・マネジメント・オーガニゼーションとしてTMOが認定すれば、外部の資本に対してもやっていけるのではないかなと。ですから、100%拒否をしていないというふうに思います。

バスプールの部分と花3の部分について、それでは議論をしていなかったのではないかという点ですけれども...
...

斉藤(裕)委員

していたのじゃないかと申しているのです。

(建都)市街地活性化対策室長

それについては、当然、商工会議所がTMO構想を作る段階においてまちづくり研究会を開催し、五つの商店街振興組合等々のメンバーで議論をした中で、そういった議論の中で実現についてまだ見えないということに入って

いないというふうに理解をしています。

斉藤（裕）委員

まとめますけれども、200坪のところと50坪のところと空き店舗があると。あの建物で、坪、家賃から換算してどういうものができるか、興味深く見守っていきたいと思います。仮に候補地としてあったとしたらですね。たった50坪や何か、2方向避難だとか、そういうものがとれるのか。もともと店舗として造ったものを、それをできるのかなというような気が、造っていただいて見せていただこうと思いますけれども、かなり難しいと思います。

運河プラザについて

それから、最後に一つ聞きます。

運河プラザをどうするのか。この中に位置付けがありません。ありませんけれども、皆さんが力を入れて、重要なポイントとして、集客の起点であり、ある意味では核店舗としての位置付けもあったでしょうし、あるいは、宙ぶらりんの中でこれを推し進めるといのはちょっと危険性があるのかなど。議論をきちんと、これがスタートする時点では、プラザの方の用途を整理して臨むべきだと思いますので、その経緯と今の状況と今後の見通しを最後に聞きます。

（経済）商工課長

運河プラザの関係でございますけれども、ここ何回かの委員会なり議会の中でご質問をいただいて、経緯についてはご説明させていただいていますが、ここ10年来、平成2年から、あそこの場所につきましては、小樽観光協会に移行して現在取り進めております。

あそこの運河プラザの条例での設置目的というのは、基本的には、小樽産品の展示・PRというのが一つの大きな柱です。もう一つは観光情報の発信ということで、この2本の柱を持ってあの建物を利用して、どちらかという観光にメインを置いた、そういった取組みの場所です。もう一つは、3番庫を中心に、あそこは貸し館として市内の多くの方々あるいは市外の方々を含めて、いろいろな物販等も含めた形の中で使われています。

近年、一時期はかなり集客があった部分が落ちてきている。自動的に、物産の展示・販売という展示に合わせて行ってきた販売の部分が、一定程度、観光協会の財源として潤ってきたわけですが、集客の減に伴って収益の方も少し下がってきている。そんな中で、観光協会内部でいろいろな議論が今ありまして、内部的には、物販の見直しなり、あるいは使い方の変更を含めた議論がされています。私どもの方にも何回か提案があって、今現在も観光協会側とかなり精力的な詰めを行っています。

今年の秋、9月、10月に向けて一定程度の判断が出るようになっておりまして、今がかなりそういう意味では議論の正念場に来ている段階になっておりますので、観光協会側のある意味では話を聞きながら、私どもとしても、もともとの条例の設置目的を含めた在り方について、今後とも十分議論をしながら、よりよい方向であそこを条例の目的どおり使っていくというような立場で臨んでいきたいなと思っています。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたしまして、この際、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は3時40分といたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時40分

委員長

それでは、会議を再開し、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

公明党。

高橋委員

TMO構想について

それでは、タウンマネジメント構想について1点だけ伺いたいと思います。

先ほど事業メニューの商店街空き店舗対策事業の中でいろいろお話が出ておりましたけれども、事業内容の中でお話し合いの中からこういうものが出てきたということなのですが、先ほどの民宿の件だとか、飲食店の横丁化だとか、本当にこれは出てきた話なのでしょうか。疑ってはいないのですけれども、確認をさせていただきたいと思います。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

先ほどもお答えいたしましたけれども、基本的に、まちづくり研究会でもって8回の議論を重ねた経過の中によって出てきた議論でありまして、まちづくり研究会の中には一部商店街の振興組合も入った中でもって議論されてきたもので、その後、まちづくり研究会に商店街振興組合の代表者も出てこられて決めた経過がございますので、そういう中でもって出てきたものと認識してございます。

高橋委員

それで、これは、話としては、糸口があるだとか、現実性があるだとか、専門家が大丈夫だと言うようなお話なのでしょうか。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

現実性の問題でございますけれども、当然、本事業が全てのことになると思うのですが、全てできるのかどうかということについては、今現在、事業の進展によっては、その進展の仕方といたしますか、やり方といたしますか、それでもって進めていると。ですから、例えば、具体的に旅籠や民宿や何かができるのかどうかということですが、これについても今後の展開次第でもってやっていきたいという意味なものですから、市も当然それをバックアップしてやっていきたいというふうに考えてございます。

高橋委員

専門家の方々の意見は聞かれているのですか。意見を出していることに。

(建都)市街地活性化対策室長

まちづくり研究会の中にコーディネーターの方をお呼びして議論をしてきているということですし、また専門家というふうに言えるかどうかはわかりませんが、市内に籍を持つ設計事務所等の方々も入って議論してやってきたということでございます。

高橋委員

いずれにしても、慎重にやっていただきたいなというふうに要望をしたいと思います。

中央通地区の再整備について

次に、中央通地区の再整備について何点か質問をします。

概要の中に公的施設という項目があります。読みますと、「この事業を推進する上で、事業全体の牽引的役割を持たせるために、公共施設整備を先行的に実施します」という内容があります。この経緯というか、現状について説明をお願いします。

(建都)市街地活性化対策室乙崎主幹

公共施設の関係でございますけれども、ただいま委員が話されたとおり、そのように記載されております。それで、平成10年9月に、公共複合施設の企画書案というものをまとめまして、いろいろ検討を重ねてまいりました。その中で、今の第4ブロック、市民マリンホールの隣の部分に約1,200平方メートルほどの土地を確保して、そういった複合施設を整備していくという考え方でございましたけれども、地権者の合意、協力が得られず、結果的に、600平方メートルを昨年3月に土地開発公社に先行取得していただいて、その後、その600平方メートルの中でどういった施設整備が可能かということにつきましては、現在検討中といった状況になっております。

高橋委員

600平方メートルとは、えらく小さく2分の1になってしまったのですね。そうしますと、案としてはいろいろな案が考えられていると思うのですけれども、例としてどんなものがあったのか、あるのか、示していただけませんか。

(建都)市街地活性化対策室乙崎主幹

子どもは、昨年10月から関係部と協議を重ねてまいりました。その中で、各部からの意見をいろいろ集約する中で、基本的な考え方に沿った建物ということで申し上げますと、文化的・美術的施設としての市民ギャラリーだとか、そういったオープンスペースを持ったものと、建物的にはですね。ただ、その中身は、いろいろな複合施設化ということを念頭に置きながら、市の分庁舎だとか、女性センターだとか、あとは保健福祉センターだとか、建物は4階建てだとか6階建てだとか、建ぺい率等の関係もございまして、子どもは建物といたしましては4階建てのものを想定して各部にご提案させていただいたのですけれども、その中では1階を観光案内所的なものにするとか、そういった複合施設についてご提案申し上げて、各部の意見を聞いた中で、現状ではまだまとめ切れていないというような状況になって、さらに検討を重ねているという状況にございます。

高橋委員

スケジュール的には、いつぐらいまでに結論を出すという予定になっていますか。

(建都)市街地活性化対策室長

冒頭にありましたように、都市整備事業の率先的な役割という点を考えますと、早くにというふうに考えてございますけれども、いかんせん、当初1,200平方メートルの用地が、最終的に地先の同意を得られなくて600平方メートルというようなことになってございまして、我々としてはできるだけ早くというふうには考えていますが、今のところ、年次については未定ということでございます。

高橋委員

それでは、この事業が終わるまでというふうに考えてもいいのですか。

(建都)市街地活性化対策室長

いかんせん一等地にあるということ、さらには、この場所からいって、行政サービスとしてはたくさんのメニューが考えられるということもあって、その整理についてはもう少し時間がかかるのではないかと予測は持っております。

高橋委員

それでは、質問を変えます。

次に、考え方の中のこの概要版の中ですけれども、何回もお話が出ているかと思いますが、小樽の顔となるシンボルストリートなのだということ定義をされていると思うのです。けれども、先日、名古屋の知人から聞かれまして、非常に道路は広くなりそうだねと。どこにでもあるような道路なのではないかという話もありました。小樽の顔というのは、なかなか定義が難しいと思うのですけれども、そういう全く知らない人、又は市民でもわからない人に対して、こうなのだという説明はどういうふうにしたらいいのかなと思っているのですよ。

(建都)市街地活性化対策室長

子どもが中央通をどういう形に位置付けをしているかといいますと、概要版にも記載されてございますけれども、一つは、市内公共交通機関等の要は交通結節点にあるという位置付けです。そして、さらにこの地域は都通り商店街、稲穂商店街、また花銀、そういった商店街の入り口にあるということ、さらには、公共機関だとか社会教育施設が地域に集中をしている、まさに中心市街地の中でもこの通りは特にそういった施設が集中しているという点が2点目です。3点目は、この駅前通の特徴はやはり緩やかに海側に勾配を持っています。そういったように、駅に降り立つと、近代的な都市があって、文化的な建物があって、さらには歴史的な建物があって、港湾があって、海

が見える、さらには増毛連峰が見えるといった景観を持っている道路という中では、同じ縦軸にある道路の中でも、ほかの道路とは違った小樽らしい特徴のある道路であるというふうな位置付けをしているところでございます。

高橋委員

よくわからないのですけれども、海と、それから歴史というのは、これはイメージとしてすぐわくのかというふうに思うのですけれども、この事業の中で、例えばストリートを形成するということでは、歴史をイメージしているのかなというふうに思うのですが、それでは海だとか港をイメージしたものは何かあるのかなと、こういうふうにも思うのですけれども、この点はいかがですか。

(建都)市街地活性化対策室長

基本的に、今は景観の話を出して海という話をしてしまったわけですが、いかんせん、この通りの位置付けというのは、当然そういった景観を意識するのだけれども、要は整備をどういうふうにするかというふうにお答えをした方がいいのかなと思います。まず一つは、そういった歴史だとか文化のゾーンと言われる特別景観地域に指定をし、沿道には建物整備についての一定の方向を位置付けて歴史性を入れようという話、さらには、街路空間でございますけれども、その街路空間の道路整備にありましては、例えば小樽らしさというような、人が集まる交流的な賑わいのある施設を造ろうとか、潤いのあるゆとりある景観を持つ道路を造るといった、道路、それから沿道の建物、さらには後背地の旭展望台の緑、さらには増毛だとか、海側に見えるそういった景観だとか、そういったものの全体をいわばコントロールすることがまさに小樽の顔としての位置付けになっていくのではないかと。

ですから、見方、もしくは感じ方によっては、さまざまな意見が当然出てくるわけでしょうけれども、我々としては、さっき申し上げた基幹的な制度もしくは方法を用いまして小樽らしさを演出したいということを考えてございますが、ご理解いただきたいと思っております。

高橋委員

何か私もよくわからないのですけれども、単純に言いますと、拡幅しましたよと。何をイメージして、何を拡幅することによって得るのかということについては、どういう内容になりますか。

(建都)市街地活性化対策室長

繰り返しになる部分があるのですけれども、要は、やはり小樽の一番最初のイメージは海でありますし、また、それから歴史的な建物があって、ガス灯があって、緑があってということだろうと思うのです、狭義に言いますとですね。そういった中で、例えば照明灯に関してはガス灯のイメージを取り入れたとか、そういったような小さなファニチャーの積み重ねの中でトータルのイメージを出そうということだろうというふうに考えてございます。ちょっと言葉になっていないところもありますけれども。

高橋委員

なかなか難しいことだと思います。

それで、もう1点、この中に快適で潤いのあるプロムナードの創出というふうにあるのですけれども、これは、わかりやすく具体的に言うとうつろいものになりますか。

(建都)市街地活性化対策室長

先ほどもご答弁申し上げましたが、潤いがある、またゆとりがあるというようなイメージというのは、なかなか形で表現するのは難しいのですけれども、例えば、街路側の整備でいくと、歩道を自然石でイチョウ張りをするだとか、例えば電線類を地中化して交通安全上の配慮をするだとか、景観に配慮するだとか、さらには、バスタッチにはバスレーンを設けるといったことだとか、歩道にある植樹帯にはベンチを兼ねるだとか、分離帯についてもイベント用のベンチも兼ねたものを付けるだとか、そういった形の中で造り上げていくのかなと。

そういった意味では、まさにプロムナードという点で表記できれば、そういった言葉で、プラス施設の配置というふうになるのかという感じでございます。

高橋委員

ソフトな部分を中心ということになりますね。

それで、以前、道路が広がって街並みが分割される、寸断されるのではないかという懸念があるということで質問いたしましたけれども、以後、どういう検討をされたのか、お答えいただきたいと思います。

(建都)市街地活性化対策室長

現道幅が18メートルでございます、拡幅後は全幅で36メートルになります。その36の構成は、両側に8メートル幅の歩道があって、中央分離帯を入れて20メートルが車道部分というふうになります。今ご指摘のように、それでは20メートルの部分で、車道を拡幅することによって、一つとしては横断者に対する配慮はどうなるのかという話がありますね。そういったものは、分離帯に待機場所を設けて横断をしやすく、物理的にそうなります。

一方、ニュアンス的に、街並みが36メートル離れるので、市民のイメージ的に離れる部分をどうするかという点では、まさに植える当初は小さな木ですが、将来的には大きな木になるであろうメタセコイアとか、そういった緑を配置することによって分断するイメージを縮めていくとか、そういうことです。また、今、建物の再建がどんどん進んでいる中で、当初はもっと外来資本を入れて、再活用して、余市側、札幌側に企業を配置しているのと細工をしたわけですが、こういう経済状況の中でそういった外来資本の導入はなかなか難しい状況で多くの結果は出ていません。

ただ、今、再建の中には、同じ従来の機能のほかに、テナントスペースを設けるだとか、そういった中で新たな企業も配置されてきます。そういった中で、人通りも当然多くなるという予測を持ちながら、分断化のことについては整理をしていけるのかなというふうに思っています。また、歩道は8メートルの幅がございますので、分断という点からいっても、ソフトな使い方、歩道の使い方によって一体感が持てるようなことも考え合わせていこうということで、今、中央通にあるまちづくり協議会で民間の方々ともそういった使い方について議論をし、分断化するイメージを解消するという内容で努力したいという内容です。

高橋委員

それで、今お話に出ました歩道が広いということで、その使い方、ソフト面は、具体的にはどういうお話が出ているのか、教えていただけますか。

(建都)市街地活性化対策室長

まだまだ具体的な検討には至っていませんけれども、1次的な発案でお話ししますと、例えばフリーマーケット、夜市、朝市、又は商店街で金魚すくいをするだとか、ヨーヨーを売るだとか、そういったような子供向けのことも含めたイベントができないだろうかということで、今、中央通まちづくり協議会だとか都通り商店街の幹部の方々と相談をしている最中です。まだ、具体的には方向性は固まっておりません。

高橋委員

スケジュール的には、これは完成まである程度道筋をつけるというか、決めていくと、そういうふうには受け取っていいですか。

(建都)市街地活性化対策室長

すべてのものが平成15年度中に終わるわけですが、決め込めるとは思いませんが、ただ、できれば15年までにはある程度のイベントなりができるような方向を見出しながら議論をしていきたいなというふうに考えてございます。

高橋委員

それから、もう1点、この中央通の愛称を公募するという項目がありますけれども、これはどのようになっていますか。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

このネーミングの公募につきましては、区画整理事業が最終年度の15年になっておりまして、一応15年に皆さんに公募をしてネーミングを決めたいなというふうに考えております。

高橋委員

それでは、最後になりますけれども、この事業のそもそもの目的というのは活性化であるというふうに認識しておりますけれども、まだ全部完成しているわけではありませんけれども、大分形が見えてきたというふうに思われます。

今の時点での評価というのはどのように考えられているか、お聞かせいただけますか。

(建都)市街地活性化対策室長

大変な難しいことだろうと思うのですが、どの視点から評価をすべきかということなのでしょうけれども、私どもの方から勝手に考えますと、この目的は中心市街地の活性化の核的事業の位置付けの中で、その結果としては、市民や来外者に回遊軸として構築される中で、大いに活用してもらえということが一つの目標でございます。そういった中で、まさに歩道幅の拡幅が多ければ、当然そういった回遊軸としての構築ができるだろうということでは、当然、効果があるだろうというふうに一つは思います。

また一方、活性化という形の中で、この事業には約100億ぐらい投入する形になるかと思えます。そういった中で、建物再建に要した費用だとか、引っ越しに要する費用とか、引っ越しに伴う什器、家具といったものの購入だとか、当然に起き得るわけです。そういった中で、一定の経済効果もその中にはあるのではないかとということもあるのかなというふうには考えてございます。

高橋委員

大変難しい質問だったかなと思います。また改めて、これは伺いたいと思います。

最後ですけれども、この事業の完成後、稲北が終わりまして、この中央通が終わって、大きな中心市街地の活性化のメニューというのはあるのでしょうか。

(建都)市街地活性化対策室長

確かに、平成15年にこの事業は終われるように努力中でございます。そういった中で、これに近い事業ということが中心市街地なりにあるかという点では、今、確立したものはございません。

しかし、いろいろな都市防災上の関係だとか、いろいろな点で考えていかなるを得ない区域もございまして。そういった問題についても庁内で少しいろいろと議論をしていきたいなというふうには感じてございます。

高橋委員

世情が世情ですので、事業自体がかなり縮小してきている。そういうことを考えれば、今後の考え方もおのずから縮小の方向かなというふうには私は思っているのですが、その辺の認識はどうでしょうか。

(建都)市街地活性化対策室長

何を想定してご答弁すべきか、ちょっと迷うわけですが、事業によっては大小に捉われずやらざるを得ない部分も当然増えると思うのです。ただ、委員がご指摘のように、こういう経済状況でございますので、民間活力に期待をする部分が非常に弱いだろうという中では、事業化についても、場合によってコンパクトなということもあり得るのかなと。あくまでも想定していないものですから、ご答弁はしばらくは思っております。

高橋委員

終わります。

副委員長

以上、公明党の質疑を終結いたしまして、民主党・市民連合に移します。

武井議員

TMO構想について

まず、報告事項に関連して二、三質問をさせていただきます。

一つは、この資料1の中にあります観光の集客事業を平成15年度からやるという方針が出されているようですが、なぜ15年度にしたか、理由はありますか。

(建都)市街地活性化対策室長

実際に、観光誘致の事業をやっていないかというのと、やっているわけですね。そういったメニューにこだわってしまうと、どうしてもこういう年次がついてしまうという点でございますので、このTMO構想を認定するに当たっての、商工会議所の方に、当然今やっている部分の事業だとか前倒しについてもお話をし、活性化にどんどんつなげてほしいというような形では進めたいというふうに思っております。

武井委員

そうしたら、特に事新しい集客事業というのは考えていないのですか。あえてこういうふうに出されますと、いいものを行っているのに、何かまた特別のことをやるのかなと私は考えたのです。

(建都)市街地活性化対策室長

今ご指摘のように、まさに事業メニューには六つがあるわけですが、それぞれやっている部分があるわけです。この構想というのは、あくまでも新たなものだけを記載するというのではなくて、今までやってきたものについても検証するということになってございますので、そういった意味では、形は変えても、トータルとしては観光客の集客にはなるといことだと思っております。

そういった意味では、重ねてご答弁申し上げますけれども、記述の固有の内容に限らず、事業をどんどん進めるべきだろうとは考えてございます。

武井委員

そうすると、事新しい集客事業ではない、今までどおりのことをやっていくのだ、こういう理解でいいのですか。

(建都)市街地活性化対策室長

例えば、事業内容の1番は、修学旅行生の実習学習、体験学習の場を提供するというのは、まさに、まだ場を作っていない。ただし、修学旅行生を誘致するだとか、それに近い事業は実際にしているわけですね。そういった中で、新たにと言え、場を設けるだとか、そういったことについては新しい事業だろうという意識を持っております。

武井委員

修学旅行生の誘致なんていうのは、これは交通記念館でもやっているわけだし、それぞれやっているわけですから、事新しいわけではないです。私は、こういうふうに銘を打ったということは、何か特別なイベントみたいなことも含めて考えているのかなと、こう思って今お尋ねしているわけなので、いかがですか。

建築都市部長

今、観光客集客事業の件でご質問がありました。

私が聞いている中では、ここにある6項目について、ある程度の事業を進めてきているものはあります。例えば、3番目の観光回遊パンフレットマップの作成と申しますと、対象をもっと限定した形で出すとか、有効な方法を考えていこうとか、それから、4番の情報基地の設置だとか情報提供施設の構築では、CATV等のこんなものは導入できないかと、こういうような話、それから、6番目の方の商店街の「みち」づくりでは、例えば何々めぐりとか、歩道のルートづくり、散策路のルートづくりですが、こんなものを手がけていくと。こういうようなことでの話もありまして、これは14年度に検討しながら、15年度に実現していけるものはしていこう、このようなことで聞いております。

武井委員

先ほどは旅籠の話や民宿の話も出ておりましたけれども、今、小樽の宿泊施設が足りないからそういう事業をやるのだらうと思います。ところが、空き地はどこだといったら、花園町の場所だとかを一、二挙げられましたが、わざわざあそまで来て民宿に泊まるなんていうことは、まずないですね。考えられないので、どうもこの中身が地に着いていないような、今言ったように、やっていることの後戻しみたいな、どうもすつとこないのです。新しい集客ではこれをやるのだと。例えば交通記念館で空に気球を上げたと、こういうように何か新しいものをやるのかと私は期待したのだけれども、何か期待倒れのような感じです。やはり、本当にぜひともこういう事業をやる以上は、思い切ったことをやってほしいと思うのですが、これは要望しておきます。

二つ目の問題ですが、この中に、ハードの面でベンチやトイレを設置したいと、これは複合施設の整備事業の中に謳われております。このトイレの完成時や何かはいつを考えているのですか。手宮線のあの事業だとか花壇事業や何か全部終わるころを見計らってやるということですか。それとも、私はトイレは早くからやれということを言っているのですけれども、その考え方はいかがですか。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

ハード事業でございます都通り商店街顧客利便複合施設整備事業に入っておりますトイレの部分だとかベンチの部分でございますけれども、この事業自体、すべてにおきまして平成20年以降に実施したいという考えでございます。

ただ、この事業は20年以降に実施ということなのですが、当然、商工会議所の方でも、今の厳しい商業実態をわかってございますので、前倒し等をしてやっていきたいと考えてございますけれども、今のところは20年以降を考えております。

(経済)小鷹主幹

若干補足させていただきますが、都通り商店街のこの顧客利便複合施設整備事業といいますのは、核となるのがパティオ事業ということでございまして、このパティオ事業に伴って、パティオがもし実現したとすれば、そこにベンチやトイレを置きたい、こういったことが主眼となっております。それで、今、活対の主幹が答弁いたしましたように、場合によっては、パティオ以外にそういった場所を確保できれば、またそういった展開があり得るということでございます。

武井委員

ベンチを置くのはとくに図が出て、ここにベンチを置きますというのが図案化されているわけですから、これをあえて上げる必要は私はないと思いますが、トイレですね。やはり、集客事業を平成15年度に始めていながら、お客さんが来たけれども、トイレに行くところがないなんて、それが20年以降だなんて、これでは、私はこれは集客以前の問題だと思うのです。どうぞ来てくださいと言ってもね。私はそう思うのですよ。それを、集客事業を15年にやって、そして20年にトイレ事業をやりますなんて、そんなことは、私は考え方が逆ではないかと思うのですけれども、いかがですか。もう少し早目にやるわけにはいきませんか。

(建都)市街地活性化対策室長

今の都通りの部分ですけれども、今、小鷹主幹の方からご答弁申し上げましたが、トイレとベンチ等については、あくまでパティオ事業に合わせてということをも意識しています。一方、現在も都通り商店街では各個店のトイレを無料提供しているという形でございますので、そういったパティオ絡みというふうにご理解をいただきたいというふうにご考えてございます。

武井委員

これは、あれなのでしょう、どうせ今までの答弁の中では、手宮線の跡地の、あの近辺にトイレを新しく造るといふ答弁がたしか前回あったように私は記憶しているのだけれども、それは変わっていませんか。

(建都)市街地活性化対策室長

中央通区画整理事業の中で、トイレについて議論をした経過がございます。その中で、先ほどご議論がありましたように、4ブロックが、市民センター横の約600平方メートルの土地を取得してございますので、そういった中で複合施設なりの建設に合わせて、そのトイレを公衆トイレ化するについても検討できるのではないかという方向では計画はできるのかなと。ただ、単独でという点では、なかなか難しい問題もあるのかというふうには考えてございます。

建築都市部長

私の方から補足をさせていただきたいと思います。

都通り商店街の顧客利便複合という事業の中で、ベンチ、トイレというものを設置をしたいということになっていきますので、これは、先ほどからの答弁がありますように、都通りに限らず、商店街に人を集めるために何かいい方法はないかと。そうしますと、やはり空間をとれる広場がほしいという考え方があるのです。ここに広場を確保することによって、そこに利便施設を設けて、お客さんが滞留できるような、そういうものにしていきたい、こういう考え方が一つあります。

それから、今、後段にお話しいただいた手宮線の絡みのトイレについては、これは全市的な観光客といいますが、この中でどう配置をするか、今後の考え方になるのだろう、こういうように思います。例えば、手宮線の整備が進められていくわけですが、その中で例えば分庁舎のトイレをもっと利用しやすくしていこうではないかと。今後の考えの中で改修も進めていくことになっていきますので、例えばそういう既存の近くにある公共施設のトイレなんかも大いに利用してもらって、それでおいでになる方々の利便を図っていくというのも一つの方法だろうというふう考えております。

武井委員

私は方法論を聞いているのではないのだから、トイレは造るのですか、どうなのですかと。都通りの市民トイレのことも、これは実施しているわけですからわかっています。ですから、そういう流れは、公共施設のトイレというのは、これは使うことになっているのですよ、今改めて言わなくたって。提供しなければならぬことになっているのですよ、公共施設は。公衆トイレと見なしていいのですよ。

ですから、私の言うのは、今回のこの中に、滞在性だとか回遊性だとかいうような、集客と合わせてやっているから、回遊はしたけれども、やはり人の家へ入るといのは非常に抵抗があると思うのです。中には、市民トイレを提供した人に二、三聞いてみますと、苦情があります。やはりトイレを汚されていくとか、そういういろいろな問題も耳にします。

ですから、そういうようなことではなく、やはり、私は前から言うけれども、公衆トイレを手宮線の事業と合わせて都通りもやろうという予定があるわけですから、したがって、やはりあそこに造るべきだと。こういうことで、私はできるものだと思っていたのですけれども、今まで造るなんて答弁したことはないですか。私は耳の中にこびりついているのですよ。

(建都)市街地活性化対策室長

私ども活対室としては、単独でというお話のことではなかったと思います。あくまでもその4ブロックの複合施設という段階において造るのかなと。

ただ、一つご理解いただきたいのは、このTMO構想、要するに民間サイドでやるソフト・ハードのほかに、この上位計画として小樽市が作った街なか活性化計画の中にもハード・ソフトがあって、その中でトイレの議論が熟成する段階において、その街なか活性化計画にそういった事業も挿入して整備できるというふうにしてございまして。その中で、全庁的にトイレの議論はあってしかるべきであるというふうには考えております。

武井委員

冬のイベントの中にも雪あかりの事業などもあります。冬は寒いです。特に小樽は高齢者の多いところですから、

そういう意味も含めて、トイレの設置はやはりそういうイベントなんかをやる会場近くに早急にするように、一応、皆さんの言うことは耳にしましたが、もう少し積極的にトイレ関係について検討してほしいということは申し残しておきたいと思います。

これからも、いつできるのかというふうに質問をしますから、絶えず、一つ検討をお願いしたいと思います。

それから、説明の中の最後の問題になるのですが、商店の空き店舗問題が云々されました。これは、平成7年ごろに、たしか当時の通産省と建設省が計画をいたしました。これの21世紀活力圏総合補助、こういう事業があったわけですが、これの中にこの空き店舗対策が入れられていたのですけれども、これを引きずったものなのですか。それとも、これはもう全く関係のない新たな事業というふうに理解していいのですか。このことは頭の中にあるのですか。いかがですか。

(経済)小鷹主幹

21世紀活力圏につきましては、街なか活性化計画基本計画を作る際に、これは十分に参考にした計画でございます。そういう意味では、その思想といいますか、精神がこの中に盛り込まれているということです。けれども、このたびの空き店舗対策事業については、当然これを受けながら、少し具体化しまして、現在私どもが行っている空き店舗対策は主に家賃補助という程度のものですけれども、それにとどまらず、こういったもう少し夢のあるといいますが、もう少し膨らませた形で、それを補完する、もしくはそれを含めて、もう少し発展した形でもって空き店舗対策をやっていこうということでの位置付けをしてここに記載してございます。

武井委員

そうすると、今、私が申しあげましたこの計画とは一切関係ないのだ、こういう理解でいいのですね。

(経済)小鷹主幹

関係なくはないので、その精神は引きずっております。

武井委員

小樽商工信用組合について

それでは、本題に入りたいと思いますが、まず、今までの中で商工信組の問題が各委員から出されました。商工信組の破綻による金融環境の変化に伴う融資制度なのですが、私は、この中で、この条件として、有資格者といいますが、融資される資格者の条件として、取引のあること、市内で1年以上の事業実績を有する者、運転資金を必要とするが、新たな融資を受けることが困難な者、こういうようなものが条件として挙げられております。私はこの取引のことについての解説をお願いしたいのですが、その取引は、融資を受けていた者、これも取引だと思うのです、私の解釈では、また、いろいろと振り込みをしてもらったりなんかして、常に預金なんかをしていて、それを他の会社に振り込みなりしてもらう、私はこれも取引ではないかと思うのですが、こういう取引、預金するとか、そういういろいろな取引をしている人もここに含まれるというふうに理解していいのか。この取引の解釈を説明してください。

(経済)中小企業センター所長

今、武井委員がおっしゃったことは、そういうふうに信用組合と取引があり、1年以上の事業実績を有する中小企業者の運転資金と、こういうふうに書いてございますけれども、新設資金の概要のところ、組合の経営破綻による金融環境の変化により、従来どおりの資金調達に困難となる中小企業者に対し、緊急措置として必要な運転資金の融資をあっせんするという解釈というか、目的がございまして、私どもは、現に融資の取引をしている中小企業者というふうに解釈しております。

武井委員

私は斉藤(裕)さんと同じような意見なのですが、業者の中には、融資を受けるときに預金も何もしていなかったら困るから預金をしてきた、そのかわり、借りるときはまた借りましょう、こう思って積んできたのだけれども、

それがこういう状況になった。さあ、借りる場所も何もない。よそには積み立ても何もしていない、取引もしていない、そういう銀行へ行って今さら貸してくれと言ったってなかなかうまくいかない、こういう人がいるはずですよ。また、いるわけだから、連絡も来るわけです。こういうような人たちには、やはり、私は同じこの中の取引という字句の中で包含していいのではないかと私は思うのです。

これは、助役に……。

(経済) 中小企業センター所長

先ほども申し上げましたとおり、基本的というか、私どもが創設した資金の目的は、商工信組と現に取引があって、引き続き融資が困難であるということを中心としてやってございますので、そういうふうに解釈して現実にも今やってございますし、資金の枠もございますので、今のところ、私はそういう解釈で進めたいというふうに思っております。

武井委員

だから、私が言っている人は、融資が困難なのだから。たまたま預金してきたのだけれども、それは借りるためのために自分がメインバンクにして預金してきたり、振り込みをしてもらったり何かしていたわけです。ところが、今、ボンとこういうふうになった。さあ、今度は借りるにも困難ですから、そうすると、今、所長がおっしゃったように、お借りすることが困難な中の一人ではないかなと私は理解しているのです。

だから、取引というものを、斉藤(裕)さんと同じように、もう少しゆとりを持つというか、広げて解釈してもいいのではないかとこのように思うのですけれども、どうしてもだめだとおっしゃるのですか。

経済部長

確かに、取引という言葉からいけば、融資を受けるだけではなくて、預金あるいは口座引き落としも含めて、そういうふうになるわけですが、私たちとしてこの制度を考えたときには、今現在、信組さんと融資の取引があって、それが、破綻したことによって、継続して融資を受けるとか、積み増しといいますか、増やして融資を受けるとか、そういうことはできないという現状にある者を対象にしてこの制度を作ったという経過あるわけでありまして。

今、武井議員がおっしゃったような形のものについては、想定してこなかったのも事実でありますけれども、今現実に困っているといいますが、破綻時点でそういう状況にない者については、この制度としては除外をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

武井委員

やはり、借金することはあまりいい気持ちではありませんから、できるだけ抑えて抑えてきたのだけれども、たまたま今必要になってきた。あるいは、これから9月を控えての決算期も含めて必要になってくる。こういうような人たちもいるわけですよ、実際に。

ですから、そういうようなことを考えて、私は、そういうような人たちも大いに取引の対象にして、リスクの大きい人たちより、この人たちこそ非常に優良取引者だと思うのですけれども、そういう人たちは除外するということがどうも片手落ちではないかという気がするのです。そういうような人は、借りるのにせっぱ詰まって借りる人でないので、そんなことをするはずがないのです、今まで積んできた人は。ですから、そういうような中間決算期が何かにつづかって、どうしても必要なのだけれども、取引が商工信組オンリーだったということで行き場がないと。こういうような人たちにも、やはりそれはしてやるべきではないかと思うのですけれども、どうしてもだめならしょうがない、あきらめますが、市民が納得いくような優しい答弁をしてください。

経済部長

できるだけ数多く広く救っていただければ結構な話でございますが、私たちもそういうふうになりたい気持ちはあるわけですが、現状の中で、どこかの区切りといいますが、そういうものをつけなければならないという部分も

あるわけございまして、そういう意味合いからいけば、大変申しわけないのですが、私が先ほど申し上げたようなことにならざるを得ないのかなと。

それと、今現在、融資も受けていなくて返済も何もない、預金だけがあるのだという方については、場合によっては他の金融機関でも、担保を含めて、預金の残高を含めて、いろいろご相談し得る余地もあろうかなと思いますので、そういう方がもしもいらっしゃるとすれば、この制度とはまた別に、もう既にある融資制度を含めて、金融機関等の間の、何と申しますか、うちの方からの後押しと申しますか、お話を持っていくということについても協力していきたいと思っておりますので、そういうことで是非ご理解をお願いしたいと思います。

武井委員

斉藤（裕）さんもおっしゃったけれども、私はこの制度は非常にいい制度だと思っているのですよ。市長も偉いなど思っているのですよ。ですから、こういう民間のをやって、リスクを覚悟でもってやる。これは、私は素晴らしいことだと思うのです。たしか利率が2.5でもって5年だけれども、平成20年まで返済期間があるわけですから、しかも、いざというときには市が手を差し伸べてくれるという非常に恵まれた条件です。今、部長がおっしゃったように、それでは他の金融機関でもこれと同じような条件でもってやってくれればいいよ。けれども、それはだめだということであれば困るわけです。皆さんはこの制度にほれ込んでいるわけですから、是非とも、もし他の機関にそういう手を伸ばしてくれるのであれば、これと同じような条件を醸し出してくれるような方法、取り扱いをしてほしいと。これはいかがですか。そういうことで理解していいですか。

経済部長

今までの答弁を踏み越えてというのはなかなか難しい部分があるわけでありまして、それと、この部分は、8割は小樽市がリスクを負うのですけれども、これを取り扱っていただく小樽信金が2割もリスクを負うことになるわけです。ですから、これをスタートするに当たりまして、これまで説明しているような内容で小樽信さんと合意に達してスタートしているものです。ですから、今お話しのことを私たち小樽市側だけで拡大していくとかということについては、なかなか難しい部分があるわけなのです。

ですから、そういう部分につきましても、今スタートしたばかりですので、これからの中でいろいろな相談も出てくると思いますし、実例と申しますか、そういうものも出てくると思いますから、その部分にある程度集約した中で、ご協力していただいている信金さんとのある程度の話し合いもしてみたいなと思っております。

武井委員

だから、どうも腑に落ちないのですが、私は、これは今の制度ではだめだと言うなら、それならそれでいいのですよ。けれども、ほかの方にそういうような人がいたら、ほかに声をかけてあげる、よその銀行に声をかけてやるよと言うから、それは今と同じような条件で声をかけてもらえるのですかと、これを言っているのです。できないのでしょうか。

経済部長

私を取り違えたかもわかりませんが、今のこの制度と同一の趣旨のものを他の金融機関が持っているということはございませんので、そういうことからいけば、そういう話をするということにはならない。

武井委員

ですから、同じそういう取引でも、今、私が申し上げましたような取引をしている人も該当にしてくださいということ私を言っているわけです。そんな、よそに紹介すると言いながら、紹介したって、こんないい条件のものはない私は思っていますから、したがって、取引の解釈を多少拡大した中でできないかというのが私の質問の趣旨ですから、これは、よく市長と相談をして、できるだけ緩和させるようお願いしたい、こう思います。

市長の方で何か考えがあれば。

市長

武井さんのご指摘の例がどういう例なのかちょっとわからないものですから、ただ預金だけをしていて、今はお金を借りられないと、そういう実態があるのかどうか。多分、そういう人であれば借りられるのだらうと思いますね。商工信組はどうかわかりませんよ。そういう優良な方であれば、商工信組と取引しなくても、預金を移し替えればそちらでまた十分に借りられるのではないかと。（「信用の積み上げをしてきたということだ」と呼ぶ者あり）

武井委員

そうそう。

市長

ですから、今の新規の融資ができるかどうかというのは、商工信組とまた、現在、商工信組もやっているわけですから、融資は。全部に融資していないわけではないわけですから。ですから、個々のケースによっていろいろあるのですよ。

ですから、今の預金はしています、全然、借金はしていません、新たに資金が必要になったのだと言われても、これはどうなのか、よく例がわからない。一般論で言えば、これは原則で当てはめますとやっているのです。

武井委員

だから、もしそういう人がいたら、今の条件で同じようにしてもらえますかと、それを聞いているわけです。だめならだめでいいです。

市長

ですから、だめだと言っています。

武井委員

だめだと、市長はそういう答弁をしたということだ。

市街地活性化について

次は、全く180度変えますが、都市計画のマスタープランの中で、まちづくりの市街地活性化も含めて、どのような考え方を、市長は、常日ごろ、市長への手紙なども含めて、この間も分別の話が来ましたが、そういう市民の声、あるいは21世紀を担う中学生の声を聞くためにアンケートをとりました。それらのアンケートの中で、市街地活性化委員会、当委員会に関係する部分の質問をしたいのですけれども、これらを集計いたしました結果、次のような答えが出てきたのですよ。実施は去年の12月なのですけれども、まずは中心部、小樽市を九つの区分に分類していくのです。そして、中心市街地に所属しているこの部分ですが、この人たちのものを集約した結果が、道路への不満、これが4.7%、南小樽地区はちなみに1.1%でした。歩道への不満、これが4.7%で同じなのです。南樽地区は2.2%です。今、私はこうして隣接している地区を例に出したのですが、これほど、1.1が4倍から5倍近く違う意見が出ているのですよ。

せっかくこういうような答えが出た。これは20歳以上の男女3,600名のアンケート結果なのですけれども、こういうような結果が出たことに対して、市街地活性化としては、どのようにして活性化を、これらの答えに応えるような活性化をしようとするのか、また、計画があるのか。

ちなみに、中学生ですが、これは2年生を対象に517名の調査をしました。この結果、小樽よりほかの都市へ行って住みたいという答え、これは小樽より大きなまち、小さなまちといろいろあるわけですが、小樽以外のところへ行って住みたいというふうに答えた方が33%です。その理由は何だといったら、市街地中心街の賑わいをもっと高めてほしい、こういう答えが33%、楽しめる場所を増やしてほしい、こういうものが44.6%もあるのです。21世紀を担う中学2年生のお答えです。

さて、これらについて、今、この市街地活性化としてはこれらの声をどう生かそうとするのか。聞きっ放しではだめだと思いますが、庁舎の中の相談もいろいろあるうと思いますけれども、どのような考え方でこれに応えていくか、まず、お答えください。

なお、大人の方の中には、公園や広場の不足に対する不満が一番高い。17.2%あります。ですから、これは9地区の中で最も大きいです。中心地区のこの17.2%と答えたのは、全市の中で一番高い率なのです。ですから、公園や広場の不足に対する不満が一番高い、中心街の人たちは、そういうようなお答えが出ていますが、これに対する考え方をお示してください。

(建都)市街地活性化対策室長

活性化対策室が中心市街地の方向性を議論する場というふうに見えています。それは、小樽市の街なか活性化計画を担当しているということです。この計画は、建都部だけが議論するのではなくて、各関連する土木、経済、環境部、そういったものの連携の中で進めてございます。今のアンケート結果というのは、我々もちょっと意外に思うぐらい子供さんたちが思っているという部分は、我々としては非常に危惧している部分だろうと思っています。

そういう中でこういった方向性かという、やはり街なか活性化計画を固定したという位置付けではなくて、どんどん時代のニーズに合わせて変更していこうということが可能でございますので、当然、活性化計画を推進させて、庁内の検討委員会はもう持っていますし、市民団体も推進協議会を設置してございますので、そういった場でこういった現状をどういうふうに打開していくべきなのかを大いに議論していきたいというふうに考えてございます。

武井委員

是非ともこういう声を無駄にしないように、せっかく協力してくれて、中学生の集約率は100%です。それほど関心があってお答えになっているわけですから、是非ともそれが無駄にならないように一つお願いします。

稲北橋上歩道計画と中央通駅前歩道橋について

まとめるといいますから、二つほどまとめて言いますから、お答えください。

一つは、これは、小樽市の計画の中で、消えたのか生きているのか、何なのかがわからないのです。そういうものが二、三ありますので、ちょっとお尋ねします。

一つは、稲北十字街の橋上歩道計画です。これは、一体、消えたのですか、生きたのですか。どういう計画になったのか。駅前の国道地下駐車場の150台、あれと同じような考え方を持っていていいのかどうか、明らかにしてください。

それから、同じく、国道のアンダーパス計画、これは一体どうなったのか。これも、その後どうなったのか、現時点でお答えください。もちろん開発が関係してくることは十分承知していますが、それらのことも含めてお答えください。

二つ目は、中央通の駅前の歩道橋、これはいつも私が邪魔だ、邪魔だと言うのですが、これについては、私が質問した当時のデザイン課では活性化対策室との間に言葉の食い違いが出ているのですね。デザイン課の方では、中央通の計画にマッチしているとは思われない、こういうふうに答弁しています。ところが、活性化の方は、必要だ。調査もしたのだけれども、これは必要なのだ、こういう答弁です。なぜ、課の中で、これはデザイン計画上マッチしていないと答弁する。一方は、必要なのだからこれはだめだと。もちろん、これはデザイン課はデザイン課で都市景観形成上の地域でもありますから、そういう立場で言ったのかどうか、私はわかりません。けれども、いずれにしても、こういうふうに理事者の答弁が食い違って整合性がとられていないと思いますので、これは市長も一番頭の痛い部分ではないかとむしろ思うのですが、それぞれお答えください。

それで終わります。

(建都)都市計画課長

ただいまの稲北交差点の横断歩道橋、それから国道5号臨港線のアンダーパス、これは同じ場所になっています。これは国道5号と臨港線との関係で、あそこの部分は非常に右折の多い交差点になっているということで、都市計画の手続でアンダーパスということにされております。そんな中で、アンダーパスの創設によって、今度は歩道橋

が平面ではなかなか難しいということで、立体の歩道橋と。なおかつ、多面的な方向に行けるような歩道橋ということで、恐らく当時は計画されたのではないかと考えております。

それで、今までなぜそれが行われていなかったかということに対しては、ちょっと国の方からの回答が得られていないところなのですけれども、なかなかはっきりした理由が返ってきておりません。

今後どうなるかといった面では、やはり、まだはっきりとしたお答えを伺えていないのですけれども、今、国の方でも国道関係は防災工事を中心に事業を進めているということで、この防災工事が、平成14年、来年度がピークになるということを知っております。それで、その後、この交差点については、一応、交通量調査、それから歩行者の調査、こういったものを実施して、それを実施した後にどういったことができるのか、それを検討していきたいというような形であります。そういう面では、どうするというのは今の時点ではまだはっきり答えることができない。

武井委員

続いていないということですね。

(建都)都市計画課長

はい、そういう状況です。

(建都)市街地活性化対策室長

私の方から、中央通の駅前、第2・第3ビル間の横断歩道橋についてご答弁いたします。

デザイン課のサイドで景観的な観点から邪魔だというお話をしたというようなことはちょっと確認できませんでしたが、一つとして、私どもは、この歩道橋がどういう利用実態になっているのか、今継続的に調査をしております。この部分は、今、北海道庁の方において、中央通の390メートルプラスアルファの中で15年ごろには整備したいというふうに依頼をしている最中でございます。そういった意味で、今年、来年において、そういった景観の観点、さらには利用形態を十分踏まえた中で、来年度中には一定の方向を付けたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結します。

本日は……(「委員長」と呼ぶ者あり)

北野委員

私への答弁がまだ残っております。

委員長

北野委員への答弁をお願いします。

(経済)中小企業センター所長

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の第14条、それから施行規則の第12条の金融整理管財人の業務の中にそういうことを義務付けておりますので、そこから始まるのかと思っております。

北野委員

それは1点目でしょう。移譲の場合、ここを適用して管財人がやるということでしょう。それはわかりました。

もう一つ、理事会と顧問との関係は。

(経済)中小企業センター所長

協同組合法の顧問の役割は、先ほど委員が申し上げましたとおり、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、組合の重要事項に関し助言を求めることができるということで、顧問は組合を代表することはできないというふうになってございまして、また、信用組合法の第35条では、理事は総会において選ばれるということで、また、理事は組合員でなければならないというふうになってございまして、特に顧問の役割としての中身としては助

言をするということになっているかと思えます。

北野委員

それは、理事会の方が権威があるということでしょう。

委員長、とりあえず終わるということで僕は終わっているのですが、今の後段の答弁にかかわって聞いておきたいことがあるのですよ。いいですね。

山崎課長は、破綻するまで、顧問が理事会なり理事長の実質上の上にいるなんていうことは知らなかったということをお答えされていましたね。

そこで、伺いたいのですが、7月7日の北海道新聞の記事でこういうくだりがあるのです。「池田氏は信組の理事会にもたびたび姿を見せたが、理事長よりも発言力があつたと言ひ、高橋理事長ら常勤理事は当事者能力を失っていたような状態だったという。池田氏は、小樽市の幹部にも接触し、水面下の交渉を続けた。しかし、全権を顧問に委任するかのような経営姿勢は、逆に、市など地域の同信組への不信感を増幅させた」と、こういう記事があるのです。

それで、山崎課長の話では、あなたの答弁は答弁でいいのだけれども、この北海道新聞の記事を見て、訂正の申し入れや何かはしていませんでしょうか。

誰が、この記事による池田氏の水面下の交渉を受けたのか。

(経済)商工課長

今の北海道新聞の記事は、記憶としては残っておりますので……。

北野委員

残っていないと……。

商工課長

私の記憶の中には残っておりますけれども、一つは、私どもは、先ほど申し上げましたのは、商工信用組合から情報を得る場合、あるいはお話し合いをする場合には、向こうの理事の方、つまり常任理事、あるいはその常勤の理事の方と対応をしてきました。ですから、それ以外の、今、顧問とおっしゃった方と正式に交渉したことはございませんし、そういう部分での正式なお話し合いをしたことはございません。

ただ、あの方が商工信用組合の理事に選任をされたというのは、しばらくたってからお聞きをして、顧問の方ですね。申しわけございません。顧問に就任したということは後からお聞きをしました。それで、理事会にも参加なさったこともあるけれども、後からお聞きをしましたけれども、私どもとしては、理事会で何をなされているのか、どんなお話をなさっているかということを知りたい立場にありませんから、その部分は、先ほど、私どもは後から、今回の破綻になって初めてわかったというふうにご答弁を申し上げたと。

北野委員

だから、記事のように、小樽市の幹部が水面下の交渉を受けたという記事は事実でないのでしょうか。事実なのか。

経済部長

池田なる顧問と私たちは、2度ほど会っております。

ただ、それは、池田顧問なる者が今どういうふうなことをしているのかということについては、国との関係の中でいろいろ動きを本人が作っていたようにも聞いておりましたので、そういう話を一方的に聞かされたことはありますけれども、この小樽商工信組をどうするのかということについて、小樽市に対する要望なり、小樽市としてどう考えているのかとか、そんなことを、言ってみれば、何というのでしょうか、交渉というのか、話し合いというのか、そういうことをやった経過はございません。

北野委員

部長と課長の話聞けば、この記事は違うのでしょうか。だから、私は、顧問とか理事の関係はどうなのか、法律

ではどうなっているのかということを知りたいのです。

しかし、聞いた範囲では、部長も課長も、答弁は法に基づいた対応をしているというふうにとれるのですよ。

そうすると、ここに書いてある後段の記事は、これはそういう事実はないということになるのでしょうか。そうしたら、こういう非常に重要な時期に、市の、私は事実の一つだと思うから、どうかわかりませんが、あなた方の立場も、そういう答弁を聞けば、こういうことは訂正しておかないとならないことではないですか。

私がさっき言ったように、顧問である池田氏が理事長よりも格が上のような振る舞いがあるというのは、市中では話になっていたのですから、わずかな期間であっても。だから、そういうことは承知していないと言うのだから、そうしたら、この記事はあなた方は訂正しておかなければならないでしょう。私は、これを認めるというのだったら、あなた方は、顧問と理事なり理事会に法律の関係を踏みにじた対応をしたというふうになるのですよ。だから、さっき聞いたのですから、前提として。いかがですか。

経済部長

確かに、新聞記事の表現の仕方としては適切ではないという部分はあったのかと思います。

ただ、そのとき、我々としてはそれほど重大に受けとめているということにはなかった。ニュースソースなるものがどこからどういうふうに出たのかについて、我々として追及すべきなのかどうなのか、それは、今にして思えばいろいろあったかもしれませんが、そのときにはそこまでの意識といいますか、考え方はなかったわけです。

北野委員

私がこのことを聞くのは、結局、法に基づいてちゃんとやりますと、そうやってあなた方が言うから、私は、そうであれば、先ほど質問の中で指摘したように、理事者側の方で、そういうことを、監督官庁の道なり、あるいは、その後の金融庁なりにちゃんと相談申し上げて是正すると。池田氏が顧問になったのは、金融庁が監督官庁になってからですね、さっきの答弁では5月から今年の6月までということですから。それは金融庁にちゃんと相談を申し上げて、そういうゆがんだいびつな状態を正すということはあって良かったのではないかとこのように聞いたのは、そういうところに根拠があるのですよ。

だから、うまくないと思って、そのままぶっ飛ばしておいたというのは、やはり、この問題に対して正確に対応するという点ではいかがかというふうに私は思いますから、私の意見だけ述べて、終わります。

委員長

質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。